

令和5年3月1日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	田中	浩章

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
企画政策課長	隈 本 興 樹
商工振興課長	山 口 幸 彦
環 境 課 長	石 橋 信 輝
人権・同和政策・男女 共同参画推進課長	古 家 浩
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	馬 場 浩 義
介護長寿課長	栗 山 哲 也
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
林業振興課長	月 足 和 憲
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一
社会教育課長	寺 師 いずみ
黒木支所長	松 本 伸 一
星野支所長	川 口 良 和

## 議事日程第4号

令和5年3月1日（水） 開議 午前10時

### 日 程

#### 第1 一般質問

(質問の順序)

##### 1 三角真弓議員

#### 第2 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
- ・討 論
- ・採 決

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案審議

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）

議案第1号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定について

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第10号 八女市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第11号 権利の放棄について

議案第12号 財産の無償貸付けについて（八女市星野農産物直売所（びそん））

議案第13号 財産の無償貸付けについて（八女市星野物産販売所（清流））

議案第14号 財産の無償貸付けについて（八女市農産加工センター星の里）

- 議案第15号 財産の無償貸付けについて（八女市星野荒茶加工施設（茶工房ほしの））
- 議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第17号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算
- 議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算
- 議案第28号 令和5年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算
- 議案第29号 令和5年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算
- 議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算

---

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。三角真弓議員要求の資料、議案質疑表、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。本定例会、また、今任期最後の一般質問です。最後まで御清聴よろしく願いいたします。

また、インターネット中継を見てくださいている皆様、本当にありがとうございます。

最初に、安心・安全なまちづくりについてであります。

八女市は2010年2月1日に合併をして、本年2月で13年目を迎えました。少子高齢化の進行とともに、市民の皆様の安心・安全なまちづくりがどのように改善されてきたのでしょうか。

最近注目を集めているのがウエルビーイング、直訳すると、健康で幸福な状態という考え方です。心の状態や身の回りの環境のことも含めて注目されている大きな理由の1つに労働力不足、2つに日本の幸福度ランキングが低いことだと言われています。ウエルビーイングという言葉が言及されるようになったのは、1946年に発表されたWHOの憲章からで、この憲章でも「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」と記されています。

合併後、平成23年に策定された第4次八女市総合計画に、少子高齢化に対し自分らしく安心して暮らせるまちづくりを掲げ、健康福祉の充実に努めるとあります。この計画策定から10年を経過し、現在の第5次八女市総合計画にも「安心して暮らせるしくみづくり」との基本政策が掲げられています。また、平成25年3月に策定された八女市地域福祉計画にも「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」とうたわれています。このような計画が現状どのように達成されてきたのか。具体的には、ア、買い物弱者への支援は、イ、交通手段は充分なのか、ウ、生活困窮者に対する支援はどう図られているのか、エ、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の達成状況について、以上4点についてお尋ねをいたします。

次に、八女市における公園の設置をどう考えるのかについてであります。

(1)、高齢者・子ども達に対する公園の役割はということですが、公園の果たす役割は1つに、豊かさへの取組としては、広域化、多様化するレクリエーション事業に応えることであります。2つには、活気に満ちた地域づくりと新しい発展の拠点となることであり、具体的には地域活性化、防災拠点、地域整備計画との連携等々が考えられます。そのためには1、誰もが利用しやすい公園づくり、2、コスト縮減等効率的な公園づくりが不可欠だと思われ

ます。

以上、大きく2点についてお尋ねいたします。

あとは質問席にて質問させていただきます。明確なる御答弁、よろしくお願いいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議どうぞよろしくお願いいたします。

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、安心・安全なまちづくりについてでございます。

現状と課題と具体的な取組はというお尋ねでございます。

また、買い物弱者への支援はということでございます。

本市で取り組んでいる買い物弱者への支援といたしましては、介護保険における訪問介護サービス以外に、配食サービス事業による食の提供や高齢者生活支援ヘルパー派遣事業による買い物支援等がございます。あわせて、社会福祉協議会に委託し、配置しております生活支援コーディネーターを中心に、移動販売や臨時店舗などの新たなサービスを構築して取り組んでおります。

次に、交通手段は充分なのかという御質問でございます。

本市の公共交通については、地域間の移動は路線バス、地域内の移動はふる里タクシーといったように、路線バスの線とふる里タクシーの面で構成されています。これにより、市民の日常生活における移動手段の確保及び公共交通空白地域の解消について一定の成果を上げているところでございます。

次に、生活困窮者に対する支援はどう図られているのかというお尋ねでございます。

生活困窮者への支援につきましては、専門の相談員を福祉課に配置し、相談があった場合はお話を伺いしながら、家計改善事業や住居確保給付金事業、就労準備支援事業などの事業につなぐことにより、生活の立て直しに向けた支援を行っています。

また必要に応じまして、生活保護制度についての説明や、社会福祉協議会が行うフードバンク事業、貸付け事業などの紹介を行っております。

次に、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の達成状況についてでございます。

高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年計画としており、計画の推進につきましては、介護保険事業計画等推進委員会で毎年御審議をいただいているところでございます。その中でいただいた御意見等も参考にしながら、3年間の計画期間中において事業の推進が図られるよう取り組んでいるところでございます。

次に、八女市における公園の設置をどう考えるのかというお尋ねでございます。

まず、高齢者・子ども達に対する公園の役割は（旧市町村エリアで公園の設置を）という御質問でございます。

市内の公園は、多くの人々にレクリエーション、コミュニティの場所として利用されているところです。子どもたちには、スポーツ、運動、遊びを通して健全な育成の場所として、高齢者には、健康維持や文化活動など種々の余暇活動の場所、さらには自然との触れ合いを通じた癒やしを感じる場所として利用されているところです。

主な公園として、都市公園が7か所、市民公園が13か所、そのほか、大小様々な公園が市

内に点在しております。

今後も、既存の公園施設の適正な管理を行い、子どもから高齢者まで多くの人々に親しんでもらえる公園管理に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○16番（三角真弓君）

最初の安心・安全なまちづくりの中の(1)現状と課題と具体的な取組はと、アからエまで提案しておりますけれども、これは一括して質問させていただきたいと思います。

最初に、買い物弱者への支援、交通手段は充分なのかということ是一緒になるかなと思っております。合併をしまして13年目を迎えております。平成23年10月時点での高齢化率が29%、令和2年10月が35.6%、昨日の同僚議員の高齢化に対する人数を見ましても、現在約3人に1人は高齢化になっている状況ですし、令和3年度が人口動態から見ましても高齢化が過去最高になってきております。確かに今後は若干そういう高齢化が緩やかに減ってはいくと思えますけど、今一番大事なことは、その高齢者の方たちに対してどのような支援ができるのか。

今回、令和5年2月27日月曜日より3月12日まで、第3次八女地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）というのがパブリックコメントとして八女市のホームページに掲載をされております。かなりの枚数の掲載でございますけれども、これは前回の第2次計画もしかりですけれども、約2,000人の住民の方へのアンケートが無作為抽出で行われております。今回は667通の回収となったと言われておりますけれども、そのアンケートでどこまで住民の声が把握できるのかということもございまして、一応このパブリックコメントに載っている現状の中で、八女市に住み続けたくない理由の1位が買物や交通の便が悪いから62.2%という数字が出てきております。合併をした時点から既に3人に1人の高齢化率の中で、市民の皆様は、ここの中には年齢も二十歳以上ですので、また地域も平均に分けてこの回収はされているかと思えますけれども、それでも62.2%が買物や交通の便が悪いからという、八女に住みたくない理由です。これに対しては、高齢者や障がい者において交通手段の確保は重要な課題であるため、予約型乗合タクシーをはじめ、福祉有償運送等、様々な地域公共交通の在り方を検討していきますとも書かれております。私は何回も、また、同僚議員も含め、この買物、交通手段も一緒ですけど、非常に住民の方は困っていらっしゃるという質問も過去に何回かしてまいりました。このことに対して、今でもってこのような数字が出ているということはどのように改善がなされてきたのか、担当部長どうでしょうか。

#### ○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

平成23年4月からふる里タクシーを導入して、地域内の移動はふる里タクシー、地域間の

移動というのは幹線であります路線バスといった形で面と線で公共交通体系を形成して、平成29年度に地域公共交通網形成計画を策定して、この5年間施策を実施してまいりました。その取組状況についてちょっと御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、第1には、まずは鉄道、高速バス、それから路線バス、そして、ほかの公共交通機関との連携強化ということが一つの基本方針でありました。それに対しては、高速バスのパーク・アンド・ライド駐車場の拡張、それから、高速バス定期券、回数券の市民割引を継続的に実施しています。また、バスの待合環境の改善も行いまして、西鉄バス八女支社の待合室の改善を行っていただいておりますということと、もう一つは、土橋に福島バス停の建て替えの際につながるバス停、この設置を行っております。また、北川内バス停の上屋についても設置をしています。

また、路線バスのバス停のアクセス確保の施策については、いわゆる二次交通と言われる八女市においては自転車の活用がありますので、これの利用促進のためもありまして、清水町駐輪場の整備も行っております。

ふる里タクシーと乗合タクシーの利便性の向上、この施策については、令和元年度にJAさんの御協力で黒木支店内に待合所を設置し、また、乗合タクシー予約センターへの直通電話も設置をしております。

公共交通を利用しやすい運賃体系の導入については、八女市の健康ポイント利用券の使用を可能にしておりますということと、あとは堀川バス、西鉄バスに協力いただきまして、通学定期券継続購入割引等を実施していただいております。

中心市街地の回遊性の確保の施策については、昨年度、市街地循環線の実証運行を行っております。

高齢者にとっての公共交通の利用しやすさの向上については、シニアクラブなどのサロンで利用方法の説明、利用登録の推進を行って、ふる里タクシーの利用方法等の情報提供を行っております。また、令和3年度までにふる里タクシー全ての車両の小型化を行いまして、乗り降りしやすい車両整備を行っております。

そのほか、他者の介助に寄らずに移動することが困難な方、この方の移動手段の確保の施策につきましては、地域関係機関と連携し、介助なしで移動が困難な方の移動手段を確保するため、福祉有償運送などの役割の明確化を行ってきております。

さらに、公共交通と観光の一体的情報提供の施策につきましては、西鉄八女支社待合室に八女市の観光情報コーナーを設置、また、つながるバス停にポスター等の設置スペースを確保し、観光情報コーナーの整備を行っております。

観光交流への既存公共交通の活用につきましては、令和3年度に市街地循環線の実証運行において、休日ルートに、高速八女インターから福島伝建地区を回遊し、道の駅たちばなまでの間を設定し、観光交流における公共交通の活用を行っております。令和4年度には星野村



の池の山方面路線バス実証実験運行を行いまして、星の文化館、茶の文化館など、路線バスでのアクセスによる活用を検証しています。また、平成30年度には公共交通ガイドブックを作成しておりまして、令和元年度に全戸配布をしています。加えて、平成30年度に公共交通専用ホームページを開設しております。

今申し上げましたが、この間、5年間の公共交通網形成計画の中での取組状況については、以上申し上げたとおりの施策をやってきておるといことで説明をさせていただきたいと思っております。

#### ○16番（三角真弓君）

いろいろな施策の検討もまたされてきたということは、今の説明で十分答えてもらっておりますけれども、じゃ、それが現実、高齢者の方の生活の交通手段として、また、買物の手段としてどのように生かされているのかというのが問題ではないでしょうか。

第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画、5年前ですけど、平成30年3月の策定ですね。この中にも「公共交通機関の利便性が悪く、交通弱者になっている人、なりうる人が多い地域では車がないと生活しにくい。地域活動の面においても、住民の高齢化と共に、大きな課題と感じている。」「今、高齢者の車の事故が多くて免許証を返納する人が多くいるが、車がないとどこにも行けないのが実情」、このようなことが書かれております。そして、今回の第3次の中にも「北九州市に次いで県下第2位の広大な面積を有するため、人口の状況や交通環境をはじめとした生活環境などの地域差が大きいという特徴があります。」、アンケートの中でも、矢部地区ですけども、「車が必要不可欠であり、そのことに伴って燃料に係るコストや時間的な問題など、都市部とは異なった課題がある。そのような地域の特性に応じたサービスが必要」、50代の女性ですね。「高齢のため免許証を返納したい気持ちはあるものの、返納してしまうと生活に困る」、こういったことが第3次のアンケート調査の中に書かれております。そして、市民の移動、交通手段として、確かに平成22年12月から予約型乗合タクシーが市全域に運行されたことは非常に評価をさせていただいております。しかし、それが今これだけの高齢化、しかも運転免許証を返納した方たちがデマンドに乗ることですら不自由な方もいらっしゃいますし、私がある中山間地に行ったときに、87歳になる女性の方が乗合タクシーで、それからまた路線バスに乗り換えること自体がもうしたくないと、そういうお声もたくさん聞いております。

では、先ほど部長答弁ありましたけれども、この予約型乗合タクシーですね、本当に国土交通省からの賞もいただいたすばらしいものでありますけれども、それが今この過疎地にとって、また人口減、高齢化がこれだけ三十五、六%になった中で、じゃ、乗合タクシーの課題の一つは土日が走らない、相互乗り入れはできない、この点に関してはどのような検討をされたのでしょうか。

### ○企画部長（石井稔郎君）

乗合タクシーも、今この5年間やってきたいろんな施策についても、それを検証する中で、今、議員御指摘のとおり様々な課題があります。運転免許証の自主返納者数は増加をしておりますが、ただ、ふる里タクシーの利用者数というのは、データで表れているとおり減少傾向にあります。公共交通の整備はいたしておりますが、これが十分に活用されていない現状が何なのかというのを、その中身について利用者のアンケート、あるいは地域住民の方々のお話も伺いながら次期計画を今策定しておるところでありまして、その中には、議員が御指摘のとおり、地域の面での移動をいかに確保していくのか、そういったところでは、議員御指摘のとおり地域の域を越えたネットワークの構築というのも一つの課題ということで、私たちに突きつけられておるところであります。

やはり一番の課題としては、人口が減少はしてきておりますが、その中においてもこの八女地域の中で持続していく公共交通の形成という中では、課題としては八女のエリア全体を面として考えたときにどうネットワークを再編していくのか、これは大きな課題だろうと思っております。とりわけ買物、通院など日常的な移動を支えるためのアクセスの確保は今後も維持していきますし、さらに使い勝手のいいものに再編していく必要があります。

それとあわせて、地域公共交通の担い手で様々な運送形態、移動手段の担い手というものを活用するというので、法の改正で後押しはあっておりますが、自家用の有償運送だとか、あるいは福祉有償運送だとか、そういったものの利活用というものの、推進が今言われています。そういった様々な地域公共交通の担い手、路線バスもありますし、乗合タクシーもあります。ほかにも今申し上げたようないろいろな移送手段があります。その公共ネットワークをどのように面で整備していくために再編をしていくのか、これは議員がさっき質問をなされたものと併せて大きな課題と捉えておりますので、次期5年間の計画の中では大きな柱になってくるものだろうと認識をしております。

### ○16番（三角真弓君）

すみません、私はなぜ土日が走らないのか、また、相互乗り入れは路線バスとの関係性があるのかなと思うんですけども、そういうことを今私は聞いております。るる述べられても何をおっしゃっているのかよく分からないところもございます。

私、1月29日に黒木町剣持出身の安部龍太郎さんの講演を拝聴いたしました。素晴らしい内容でした。行かれた方もあるかと思っておりますけれども、「等伯」で直木賞を受賞されてもう約10年がたちますけれども、長谷川等伯を執筆するに当たり、最後のクライマックスですね、最後のシーンを書くために、安部さんは2年間水墨画を直接勉強してあるわけです。自分が描いてやらなければ、この最後のシーンは書けないというのが自分のポリシーであられたみたいで、素晴らしいと思いました。自らが体験すること、そして、下の者の意見、地域の声、

職員の皆様方々の意見、そういったものを反映することは大事ではないでしょうか。

昨年も教育長の話の中でボトムアップのことを言われました。この後5年間の計画の中でやっていく大きな課題じゃないんですよ。現実、今、高齢者が困っている、市長も本当にいろんな地域のイベントに参加していただきたいというのはよく言われますけど、バス、乗合タクシーが走らないわけですね。そして、公立八女総合病院も本当に中核の病院として今後検討していかれること、本当に大事だと思っております。中山間地の中の方でも同僚議員の質問もたくさんありました。矢部や、星野や、黒木や、上陽から、病気の内容次第では医大や聖マリア、新古賀病院あたりに行っていらっしゃる高齢者の方もいらっしゃいます。そういった方にとっての病院の機能は非常に大事だと思っております。しかし、今そういった方たちがどんな交通手段を使って病院まで行かれているのか、そういう現場の声ですね。実際、部長、そういった中山間地に行かれて、そこから乗合タクシーに乗り、路線バスを使い公立病院に行くとか、そういう現場を知るということをなされたでしょうか。

**○企画部長（石井稔郎君）**

私も星野、矢部に出張をする際に、公共交通機関であります堀川バスを使って移動したことはございます。

**○16番（三角真弓君）**

路線バスを使っただけですよね。そしたら、担当副市长、そういう御経験ございますか。実際その体験をなさって、いかに高齢者の方が困っているのか。

**○副市长（松崎賢明君）**

お答えします。

乗合タクシー自体には登録させていただいていません、乗っておりませんが、部長と同じように公共交通機関では伺っております。ただ、市民の方々のそういった御意見というのは、日々担当部署から、市長答弁ありましたように、地域コーディネーターさんたちの会議等からお話を伺っておりますので、そういうところでは情報としては伺っております。

トータルの公共交通機関を維持しながら、議員おっしゃいますように、課題は年々少しずつ視点が変わってきておるといのも現実ありますので、一つずつクリアしながらいっているというのが現状でございます。その根幹になる今、公共交通部分で言えば、公共交通の部分で核としながら、あとそこに届かない分、それは地域コーディネーターさんたちの情報を得ながら、移動販売の部分であるとか、有償福祉交通とか、迎春地域にはその会議を基にグリーンコープさんがお店を出していただけるようになるとか、そういったところで、一つずつお話を伺いながら丁寧に対応する。それが遅いと言われれば、非常に私どももきついところなんですけれども、事業者さん、それと現に事業をやっているお店屋さん方、そういう方々と一緒に共存していく必要がありますので、社協、民生委員さん、それと商工会等々の

議論を重ねながら、可能な部分はしっかり取り組んでいるところでございます。

○16番（三角真弓君）

そしたら、先ほどに戻りますけど、相互乗り入れができない理由と、土日が走らない理由、この2点だけを明確に答弁をお願いします。部長をお願いします。課長でいいです。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

今年がちょうど八女市地域公共交通計画の策定の来年度から使う分の策定委員会を開催しております。その中の議論の状況をちょっと御報告させていただきながら、議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

合併しまして13年ほどたちまして、策定委員会の委員の中には交通事業者の代表の方も入っていらっしゃいます。現状、交通事業者の方からのお話を伺うと、特にタクシー事業者なんですけど、利用者が減ってきていると。実際言うと9社あったタクシー事業者が現在4社まで減ってきているという状況の中で、タクシーの今後の考え方を考えなくちゃいけないという議論が一つ。それと、路線バスの事業者も入っております。路線バスのほうも人口減少に伴って、また、市民の方の移動手段の中にマイカーという部分が大きく移動して、俗に言われておりますとおり、空バスと言われるような路線が出てきているということで大変危惧されています。ふる里タクシーも同じように人口減少とコロナの影響、そういった部分で、なかなか利用者数が伸びてきていないという状況があります。その中で、どう今後様々な御要望にお応えしていくのかという議論をさせていただきます中で、例えば、土日に昼間乗合タクシーを回しますと、では夜の時間、これまでタクシー事業者やバス事業者が担っていた部分を言うならば取り上げるという部分になってくると、今後のそういった事業者がどうしていくのか。それを失うと、今度は夜間の時間帯を誰が担うのかという部分が出てくるといことが考えられます。ですから、この部分につきましては、交通機関のやり方をどうするのかというところで、まずはそういう議論をもうちょっとしないと、ただ単に乗合タクシーを土日して便利になったよねという議論だけじゃ終わらないと認識しておりますので、そういったことを含めて、公共機関の再編というところで今後8年間かけてやらせていただければと考えています。

それと、地域を越えられないという現状も今お話ししたようなところが主な理由になります。タクシー事業者やバス事業者、そういったところは残っていただかないと、乗合タクシーが運行されない時間帯、全ての時間帯を乗合タクシーで運行するというのはまず不可能だと考えていますので、そこはやはり公共の乗合タクシーと民間のバス、タクシー事業者、そういったところの連携をしながらやっていかないとなかなか地域交通というのはまとまっていけないという現状を把握しますと、ただ単に、じゃ、乗合タクシーで行けるんだから地

域を越えろという話にはならないと認識しておりますので、そういった分も含めて、次の地域公共交通計画の中で議論させていただければと思っております。

以上でございます。

#### ○16番（三角真弓君）

今、課長おっしゃいましたけど、これは平成30年に八女市地域公共交通網形成計画の中にもその課題は掲載されております。今回は、八女市地域公共交通計画という若干名前が変わりましたけれども、これも令和5年2月にパブリックコメントで出してもらっております。そういう中で、今から今からとおっしゃいますけれども、その5年間になぜそういった議論がされなかったのか、本当に住民に寄り添った市政であったのかということが非常に私は疑問に思っております。福祉有償運送も、本当に年々利用者が減っております。平成30年における福祉有償運送なんですけれども、これは年間の利用者が平成27年度、上陽地区1,292人、黒木643人、矢部124人、星野が84人です。今回出された令和3年を見ると、実人数、黒木44人、上陽43人、矢部35人、星野5人です。私は高齢者の方と接しながら福祉有償運送というのはもっと稼働すべきものかなというのは思いますし、先ほどの部長の答弁等にも、福祉有償運送のことも触れてありました。要するに、安心・安全なまちづくりという大きなタイトルの中で、いろんな総合計画、また福祉計画、また交通網形成計画の中で言われていることは全て地域の皆様のための本当に素晴らしい計画です。しかし、じゃ、それがどこまで実際住民の皆様の交通手段として困らないように、免許証を返納しても本当に困らないような生活になっているのか。本当はもう返さなくちゃいけないけど、本当に中山間地の急な坂とかいうところはまだまだ高齢者の方は軽トラとか運転されていますけど、やっぱり返したらもう困るという、これが返しても安全な地域がつくられているのであれば、安心して返していけるわけです。それができないということに、私はこの13年目に入る合併の12年間に何がどうされてどう変わってきたのかということに非常に疑問を感じるわけです。

今回の令和5年の福祉計画の中にも、大淵や忠見、三河、串毛、上陽、矢部、星野といった地域ごとにいろんな課題が載せられております。それも今私が申しましたように、買物に行けないとか、移動手段の解決のためには地域での助け合いや輸送サービスの検討が必要ではないとか、もう高齢者の運転免許証返納が多く、それによって息子たちの仕事にも影響が出てくるとか、いろんな地域のいろんな声に掲載もされております。それに対して、なぜその検討で終わるのか。実際、そういう住民の皆様へのサービスがなぜ届かないのか。今回の予算で予約型乗合タクシー110,000千円、また、路線バス90,000千円の予算が計上はされております。皆様のそういう血税をどう生かしていくのか、本当に困った人のためにどのように使われていくのか。この中山間地の皆様の生活が、もちろん旧八女市でも買物弱者、交通手段がないという方はいらっしゃいます。とにかく市民の皆様全体を見て、本当に安心し

た買物や安心した交通の手段が全市を網羅できるように、そのような施策をぜひ打っていただきたいと思いますが、市長どのようにお考えでしょうか。

○市長（三田村統之君）

三角議員の御質問の内容については十分私も理解するところでございますが、毎年の今おっしゃったふる里タクシーをはじめ、公共交通を含めて予算措置を、十分ではないかもしれませんが、多額の資金を投入しているわけでございます。全国的にこういう中山間地で高齢者の日常生活を安心して確保できる環境づくりというのはみんな大きな悩みだと思います。特に過疎地域を持つ自治体ではそうだと思います。なおかつ八女市の場合は非常に1市3町2村が合併しまして広範囲でございまして、しかも、その広範囲の中に中山間地では集落が点在をしているという環境があるわけで、そういうところにお住まいになっている高齢者の市民の皆さん方の日常生活、交通手段はもちろんでございますけれども、進めていかなきゃいかんということは我々行政の大きな役割であるということは御指摘のとおり理解しているところでございます。

今日まで、おっしゃるように12年間、何も対応をやっていないということではございませんで、担当部局もそれなりに民間の企業と連携を図りながら、今日まで様々な角度で議論をして努力してきたところでございますが、何せ100%という結果は出ないわけでございまして、50%出る、あるいはまたさらに努力をして60%にする、一挙に解決するというのは非常に難しい問題だろうと思います。

それと、こういう過疎地域、中山間地を持つ高齢者の多い基礎自治体の交通体制をどう行政の立場で運営しているかというのは、よくこれから私たちも勉強して、他の自治体の取組等も参考にしながら進めていかなきゃならないと思っております。十分努力が足りない面も御指摘のとおりあるかもしれませんが、現在の状況では、やれるだけのことはやっているんですけれども、それでも問題の解決にはまだ程遠いということはおっしゃるとおりではないかなと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、5%でも10%でもこの高齢者の日常生活を守っていくために努力をしていかなきゃならないとは思っております。

ただ、もう一つは、先ほど松崎副市長も申し上げましたけれども、地域の中に行政区長さん、あるいは民生委員さん、いろんな方々がいらっしゃいますし、そういう方々がまた高齢者の方を見守る、何かのときには一緒に車で連れて行ってあげる、病院にどうしても行かずにいかなるときは誰かが協力していくという、現実的には難しいかもしれませんが、そういう地域の中での協力というものがなければ、なかなか十分な対応ができない部分もございまして、これから地域の皆さん方にも、私いつもお願いしているんですけれども、お互いに助け合って、支え合ってやってくださいということを申し上げておるところでございまして、議員御承知のとおり、今後またさらに研究を重ねて、また、他の自治体の参考になるような

ことがあれば調査をして、前向きに一步一步解決に向けて努力をしていきたいと考えておりますので、どうぞひとつ御理解いただきたいと思っております。

**○16番（三角真弓君）**

私が先ほど申しましたいろいろな地域の声は、民生委員の声であり、区長の声だということをお知らせしておきます。

私が最近ある方から指摘を受けました。それは高齢者の運転免許証自主返納支援事業、60千円のタクシーチケット券が、返納者の方には200枚つづりで配付されておりますけれども、皆様の手元にこの資料が配信されているかと思っておりますが、全体的に見て使われているのが41.67%の使用率、あまり低いのでびっくりしたんですけれども、私がある方とお話をしたとき、旧八女市の方でしたけど、その方は理髪店の店主の方で、ふるさと上陽に時々ボランティアで髪を切りに高齢者宅に訪問するけど、三角さんあなたはこのチケットが使われていないということを知っていますかという言われ方をされたものですから、今回調べて資料も出していただきました。特に、上陽地区と矢部地区はタクシー事業者がございません。そういうことも影響しておるかなと思うんですけど、41%の使用率というのは私も意外でございました。これはどういうことを意味しているのか、担当部長どのように思われますか。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高齢者の運転免許証自主返納支援事業の、いわゆる回数券の使用実績というのは現在41.6%程度となっております。これについてどうかということですが、基本的にはこの制度は期限がございません。だから、長く使えるということになっております。この60千円分の使い道については、それぞれの方が計画的に使われるという御判断もあるだろうということの一つあるかなと思っております。それから、地域の実情による公共交通の状況、そういうものもあるだろうと思っております。ですので、私どもとしてはできるだけ申請の段階でしっかり御利用いただくように説明はさせていただいているところでございます。自主返納ということで、特に中山間地につきましては重たい決断をされて返納されるということは重々承知しておりますので、有効活用していただくように丁寧に対応してまいりたいと考えております。

**○16番（三角真弓君）**

時間も迫っておりますけど、私はこの返納者に対して1回分の60千円のチケットだけで足りるのかという、随時追加が要るのではないかなというぐらいに思っておりましたが、現実あまり使われていない。これは乗合タクシーと普通のタクシー事業者の分と、これは路線バスでは今使われるんですか。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

現在は議員おっしゃるとおり、タクシーと乗合タクシーということで、路線バスは使用対象となっております。

#### ○16番（三角真弓君）

広報にも路線バスの利用者が少なくなっている、乗合タクシーも少なくなっているからぜひ利用してくださいというのを載せてありましたよね。ならば、このチケットも検討してもらって、西鉄とか堀川とかでも使えるように、これはもう答弁は要りません。要望をお願いしておきます。

それと、今回、国土交通省が出している中で、地域公共交通確保維持改善事業の概要として、地域の実情に応じた生活交通の確保、維持に対するの予算がかなりつけられております。高齢者に優しいバリアフリー化のためのノンステップバスとか、福祉タクシーの導入とか、こういう地域の安全性向上に資する設備の更新ということで、令和5年度過疎対策関係予算案として計上されております。こういったのもしっかりと活用していただいて、よりよい住民の皆様へのそういう交通、また、買物弱者に対する対応をぜひ図っていただきたいということを要望しておきます。

それと、生活困窮に関しましてですけれども、これも第2次八女市地域福祉計画の中にございました。生活困窮の分を書かれております。要するに、国民年金で2人で生活していて配偶者が亡くなった場合、一人だけの国民年金って僅かなわけですね。そういった方たちが本当に生活が厳しい、そして、それを本当に行政に対して困っていますということを言にくい。このような現状というのは、地域を回ったときに非常に今回感じたことが多々ありました。そういったことに対して、今後、福祉課とされましても、民生委員とか、区長とか、そういった方たちとより連携を密にされて、生活困窮者に対して支援しやすいように、また、生活保護のことは昨日も同僚議員から質問があってございましたけれども、なかなか住民の皆様は生活保護に移行することに対して非常に申し訳ないとか、そういう壁というか、そういう思いがあられます。しかし、これは皆さん本当に仕事をして、特に80代、90代の方はこの日本という国を支えてくださった方ですので、そういう方たちの税金で今まで地域は発展して維持してきたわけですから、そういう壁を取っ払いながら、そういった人たちへの支援を引き続きしていただきたいと思います。と思っています。

よければ、健康福祉部長にお尋ねでございますけれども、生活困窮者に対するの支援にしても、今回、第2次の福祉計画・地域活動計画、平成30年ですね、この中にもそのことが触れられている中で、その後にコロナ禍でまた生活困窮者が増加しているという傾向がございますので、そういった点、しっかり対応してもらう相談体制の充実と、それと、今フードバンクがほっと館やめと上陽の社協と2か所あります。本当にそういった生活に困っている人



が食べ物だけでも提供することによって喜んでもらっているという、私も2度ほどそういったふうに配達をさせていただいた経過がありますけれども、そういった点をぜひ拡充し、また各支所に、社協には委託があまりにも多いので、各支所でも協力しながら、生活困窮者への対応をぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（坂田智子君）**

お答えいたします。

まず、相談体制の関係でございますが、そちらにつきましては、市長の答弁にありましたように生活困窮の相談員を配置してお話を伺う中でいろんなケースがございますので、どういった支援につなげていくのか、生活困窮の内容ではなかったりする場合もありますので、そしたらまた別の関係課につないだり、関係機関につないだりということで連携をしながら、しっかりその方の支援につながるように取り組んでまいりたいと思っております。

また、フードバンク事業のこともおっしゃられました。非常に利用いただいている部分もございますが、今後利用しやすいような体制、それから困ってあっても相談にも同様ですけれども、そういった方がそういった意思を伝えられるように、地域のコーディネーターさんとか、民生委員さんとか、それぞれの方にもしっかりつながるような形で、そういった方の声を吸い上げられるような形で支援を届けていければと思っております。

また、各社協のほうの支所のほうにもそれぞれ必要な物資等は配置をしながら、できるだけ迅速にお配りできるような形でも支援をしていっております。今後、さらに関係機関との連携を図りながら、それぞれの困ってある方の支援、スムーズに行くように、それから、その方々の声をしっかり吸い上げられるような形をつくっていきたいと考えております。

**○16番（三角真弓君）**

地域包括ケアシステムを中心とした介護保険計画ですけれども、今回、あと1年で第9期に移行します。本当に住み慣れた地域で安心して暮らせるというシステムづくりでありますけれども、あと1年です。その中で、今回、国民健康保険税にしましてもまた上がっていくという中で、あと1年たったときの9期ですね、7期から8期に移行するときには基準額6千円はそのまま据え置かれました。しかし、9期になった場合、上がるのではないかという私自身の不安もありますし、また住民の方がまた税金が上がった、住民の方は税金が高い高いという表現しかされません。その分、年金から差し引かれるわけです。この9期に対して上がらないように、今後しっかりとその政策を反映していただきたい。もう時間は迫っていますので、これは切に要望したいと思っておりますけど、その点、一言で担当副市長お願いします。

**○副市長（松崎賢明君）**

お答えします。

介護保険事業はおっしゃるように、まだ今期の計画実行中でございますので、次の9期がどうなるかというのはここで話しすることはできませんけれども、介護保険事業というのは予防事業もセットで今事業と一緒に進めております。この予防事業をしっかり進めることでなるべく介護に進まないように、要支援、要介護にならないようにしていくということも私たちの務めだと考えております。全体を合わせまして、介護保険事業の安定的な事業運営ができますように、引き続きしっかり取り組んでまいります。

**○16番（三角真弓君）**

よろしく願いいたします。

次、最後ですけど、八女市における公園の設置をどう考えるのか。これは過去にも同僚議員の質問等もございまして、それも加味しながら質問させていただきます。

第3次地域福祉計画の中でも住民の声として「高齢者、子どもたちと共に楽しめる場所があれば皆さん元気で明るく過ごしていただけるのではと思う」ということも書かれておりました。

公園の設置でありますけれども、今回資料を出してもらっております。種類別の公園数が書かれておりますけれども、この中で、例えば八女地区ですね、これは都市公園が6か所、その他の公園43か所となっておりますけど、これは旧八女地区に関しまして、校区ごとの数が分かればお願いしたいと思っております。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えをいたします。

八女地区におきましては、まず福島地区ですけれども、都市公園が4か所、その他の公園が14か所でございます。次に、長峰校区がその他の公園が10か所でございます。次に、岡山地区が都市公園が1か所、その他の公園が14か所でございます。八幡校区におきましてはゼロでございます。次に、上妻校区はその他の公園が2か所となっております。次に、三河校区ですが、その他の公園が2か所です。忠見、川崎がそれぞれ1か所という数字になっております。

以上でございます。

**○16番（三角真弓君）**

公園の果たす役割というものをどのようにお考えかというのは分かりませんが、本当にこれだけの高齢化の中で、そして、子どもたちが非常に減少している、今少子化というのは11年先を行っている。団塊の世代の頃は200万人以上のお子さんが出生しておりましたけど、今80万人を切ったということは、非常に喫緊の国自体の課題だと言われております。

そういう中で、私が笠原のお方からちょっと御意見を言われたのが、公園がないということでした。地名を言うと問題があるかなと思いますけれども、旧八女まで行かんと孫たちを

遊ばせられないと、あなたはそういうことを分かっていますかということをおっしゃったことがあったんですが、私が住んでおります長峰校区にしましても、高齢者がそういう癒やしを求め、また、お子さんたちがちょっと遊べるような、また、高齢者と子どもたちが触れ合えるような、そういう公園というのがなかなか今の数字の上では上がっているんですけども、なかなか見かけられない。公園というのは、過去に私も里親制度ということで提案をさせてもらったことがあります。やはり地域住民の方が里親になり、そして、公園の維持管理をやっていく、そうやってその公園を本当に地域の癒やしとしていく。そういうことで公園というのはたかが公園ではなく、本当にこのようにコロナ禍とかいろんな物価の高騰や経済のいろんな大変な中で人々の心も本当にすさんでいき、寂しい思いをしている、孤立、孤独、そういった中で公園の占めるものというのは非常に有り難いものではないかと思っております。

ある新聞にこう書かれてありました。漢字の「包」は母親のお腹の中にいる胎児の様子が成り立ちだという。「包む」「包まれる」といった言葉からは、ぬくもりや優しさ、大切にすることなどのイメージが湧く。近年、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に遊べる遊具が注目されている。「インクルーシブ」遊具がそれだ。東京をはじめ、全国の自治体で設置が進む。落下防止の補助器具が付いたブランコや、車いすのまま遊べる砂場など、さまざまな種類がある。福岡市でも先月、市内全7区にインクルーシブ広場を設ける方針が示された。一日も早い整備を心待ちにする人は多いだろう。「公園の夕日に映えるブランコに幼児ら手を振り家路へ急ぐ」。誰もが遊具との別れを惜しむほど楽しめる場所を。子どもたちを優しく包み、育てていく地域づくりが大事ではないか。

本当にこのような言葉で今、新聞に載っておりますけれども、まさしくそのような触れ合いができる、立派な公園でなくていいわけです。

平成29年に同僚議員のほうがその公園についての質問をしていただいております。たまには孫とか、小さい子どもも連れて散歩して、遊具の1つでも、2つでもあるような公園が少ないという意見がかなりあります。また今ペットブームというか、犬の散歩なんかも結構多くて、それで高齢者の方も一緒によく散歩してあります。ちょっと休憩できるようなところがあればいい。なかなか道路をずっと歩いたままで家に帰ると、暑いときなんか、コミュニケーションの広場にもなるんじゃないかなということで、空き地や空き家も今非常に多くなっておる。何か市でできれば利活用していただけないか。そういった癒やしの場を増やしてもらえないか。そして、山のほうに行けば、どこでも公園になるかもしれませんが、なかなか市街地のほうなんかでは、ゆっくりできるところが少ないということで御質問をなさっておりますし、第4次八女市総合計画の中で、公園、緑地の維持向上、緑地の保全と公園等の整備ということもうたわれてきております。

そういった中で、現在そのように癒やしの公園というのがなかなか今数では出ておりますけれども、私も長峰に住んでおりますけど、6,000人以上の人口ありますけど、どこにそういう公園があるのかなと今考えたところでした。ですから、この公園というのはたかが公園ではなくて、さっき申しましたように、行政区長とか、民生委員とか、地域のそういう協議会の中でも公園が欲しいということはたくさん出てきておりますし、この福祉計画の中にも、先ほど申しました第4次総合計画も、今5次が変わっておりますけど、そういう中でも公園の占める役割ということを市長も示しておられます。今後、本当に人口がどんどん減っていきます。2040年、2060年になってくると、もう2060年には3万人を切るというのが人口動態として示されております。

そういった中で、今求められているものは幸福度ということだそうです。かなり前の一般質問の中でも、私も議場で市長にお話をさせていただいたというか提案させていただきましたけれども、ブータンという国は本当にGDPが低い国ですけど、幸福度、幸福量、国民総幸福量というのが一番多い国です。ヒマラヤの麓に広がる小国ブータンが1970年代から唱えている言葉がグロス・ナショナル・ハピネス、国民総幸福量と言われております。私が通告で申しましたウエルビーイングというのは幸福ということである、直訳で言えば幸福です。それと、持続可能性というのは社会構想を描く両輪だと言われております。

今年度は自主財源が約30%を切っております。そういった中で依存しなくてはならない八女市の財政は厳しいかと思っておりますけど、そこに暮らせる高齢者から子どもたちをはじめ、幸福感をいかに感じていくのか、市長として八女市の市政運営にこのことをぜひ盛り込んでいっていただきたいと思っております。GDPのような従来型の経済指標だけでは現在という時代に即した豊かさや人々の求めるものは把握できず、それに代わる指標ないしコンセプトが必要になっているという認識だということです。ですから、やはり持続可能なSDGsが示します持続可能をどうしていくのかという中に、市民の幸福度ということをぜひ頭に入れていただいて、公園の設置もその中の一つだと思っておりますので、最後に市長の答弁をお願いしたいと思います。

#### ○市長（三田村統之君）

一言回答させていただきます。

現在、私の頭の中には公園の構想を考えていますし、あります。今の公園でいいかどうか。だから、これは令和5年度に何とかこの構想を生かせるような形をつくりたいなという思いがあります。同時に、20か所ある市内の公園、これが本当に今議員おっしゃるように、高齢者や子どもたちの交流の場、心を癒やす場になっているかどうか、そのことも検討しなきゃいかんのかなと思っております。公園については前向きにこれから検討していきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

最後に前向きな御答弁ありがとうございました。今期最後の一般質問です。本当に市長をはじめとする執行部の皆様、そして、議会事務局の皆様、本当に大変お世話になった4年間でありました。最後に心からお礼を申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第1号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

いつも専決処分と出ておりますので、お聞きします。

この事故は、示談書を見ますと令和3年12月13日、示談が終わったのが令和5年1月23日。ちょっと時間がかかっておりますが、このことについてまず御説明をお願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

こちらの事故につきましては、2センチから4センチ程度の段差でバイクの転倒事故が発生しております。私どもも現場を確認しまして、どこにでもある段差と判断をいたしまして、これで賠償金を支払うのはということで弁護士等を入れまして、相手方も弁護士を立てられておりましたけれども、その中での過失割合に時間を要したためでございます。

○10番（牛島孝之君）

弁護士同士で話し合っただけで過失相殺してあるので、パーセントには言いませんけれども、これは地元の区長とか、この道、下横山東西2号線、私も通ったことがありますけれども、地元の方から、あそこにはきぼげん段差のついとるばいと連絡はございませんでしたか。

○建設課長（轟 研作君）

地元からはそういったことは言われておりません。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○16番（三角真弓君）**

内容はともかくもですね、せんだっての代表区長会の中で、道路愛護に関する質疑ではあったんですけども、第二整備室は黒木にありますけど、そこは上陽、星野、矢部、黒木を見なくちゃいけないと、人的配置は本当にそれでいいのかというニュアンスをやり取りの中で私は感じました。これは上陽なんですね。それも市長への質問になるかと思えますけれども、面積の広い割に、人的な配置があればこういった事故が防げるのではないかと。毎回の専決処分で、確かにこれはやろうと思って起こったことではないということは理解しますけれども、そういった部分も含め、今後、事故を減らす要因の一つとして配置をどのように考えていらっしゃるのか、その点をお願いします。

**○総務部長（原 亮一君）**

お答えさせていただきます。

整備室の施設管理班につきましては、一般質問の中でお答えしましたとおり、それぞれ配置をしているところでございます。体制のバランスにつきましては、例えば、建物施設を本庁第一整備室が対応しているというところもございまして、本庁の第一整備室のほうが多いという状況もございます。ですが、道路、河川の管理等の状況も踏まえまして、配置につきましては適正に考えていきたいと思っております。

以上です。

**○16番（三角真弓君）**

ということは、今の人的配置で十分だということによろしいんですね。

**○副市長（松尾一秋君）**

今回の事故に関しては、たとえ人員を何十人増やしたとしても、果たして防げたのかなと。課長が答弁申しあげましたとおり、御説明申したとおり、あの段差で事故を起こすなら、本当に道路を全て鏡のように磨き上げとかなないと事故が起きてしまうと私自身は感じましたので、今回の事故については人員配置とは直接結びついていないのではないかと認識をしていますので、そう御答弁をさせていただきたいと思えます。

**○16番（三角真弓君）**

この件に関しての質問でしようけれども、この事故だけに限らずに、今後の地域を考えたことも含めながら私は言ったつもりですけど、以上で終わります。

**○11番（萩尾 洋君）**

こういう事故がしょっちゅう起こっています、車同士とか。以前、どのくらいの損傷率が写真を添えて出してくれと言いましたが、それはかなわないと、相手方の心情もあるしということで蹴られましたけど、じゃ、どのくらいの段差なのかという写真だけはつけてほしいなと思います。これは運転技術の問題もあるんじゃないかと思っておりますが、いか

がでしょうか。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えします。

私も運転技術の問題だとは思っておりますけれども、写真につきましては検討させていただきたいと思います。

**○11番（萩尾 洋君）**

だから、相手方の車の損傷部位じゃないので。以前もありましたよね、山から転げてきた、そこに鎮座している石にぶつかったと。これも運転技術の問題かなと思っておりますので、それは前向きに検討していただきたいと思います。

終わります。

**○6番（田中栄一君）**

以前の質問で、こういったかなり広範囲の、しかも、延長が長い市道関係についてのパトロール、これについては職員だけではとても足りないということで、どうやっているかという質疑をしましたがけれども、区長なり、あるいは校区、行政区なりに道路パトロール員という方を委嘱して、そして、やっていただく、そういうことをすれば、その方については非常に意識づけして道路を見ていただけるんじゃないかと思っておりますけど、ここら辺についてのお考えはありませんでしょうか。

**○建設課長（轟 研作君）**

この道路の不具合ですね、陥没とかそういうことに関しましては、今現在、定期的に行政区長のほうにお願いをしております。また、全職員にインフォメーションで、何か道路の不具合がある場合にはすぐ建設課まで連絡をしてくれと。当然、建設課サイドだけでは対応し切れない延長でございますので、今、議員がおっしゃられたことも考えるべきかとは思いますが、今現在そういうやり方で対応させていただいております。（「よろしくお願います」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○10番（牛島孝之君）**

この事故の原因、状況結果の中に市道の幅員は2.8メートル程度、1車線道路で、グレー

チングの不具合は視認できない状態であった。だけれども、こういう事故があった。示談の内容として、損害賠償金として441千円を支払うと。グレーチングの不具合は視認できない状態であったけれども、時速10キロ以下で走行したのに跳ね上がったと、これはどういうことが原因でしょうか。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えします。

こちらのグレーチングにつきましては、通常のボルト締めで止めるものではなく、上に置く蓋がけタイプのグレーチングでございます。通常は乗ってもぐらつかないんですけれども、その下にある側溝が破損をしております、とても表面からは確認ができなかったと。そこに車が乗り上げたことによってグレーチングを跳ね上げた事故でございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

先ほど同僚議員が言われました写真の件ですね、やっぱりこういうとは写真がついていないと、コンクリートがどの程度劣化しとるか、全然私たちは分かりません。結果だけではこういう報告ですけれども、できれば次からは、こういうふうに劣化しとってボルト締めじゃない、だから、時速10キロ以下でも跳ね上げたということが分かるような説明をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

**○建設課長（轟 研作君）**

検討させていただきます。

**○10番（牛島孝之君）**

それでは、これは八女市の市道ですけれども、確かに同僚議員も道路愛護で聞かれたように、郡部には非常に長い距離の道路があります。一般質問でもお聞きしましたけれども、県においては民間委託で道路パトロールカー、黄色い自動車が回っております。区長さんというあれもありますけれども、できればOBの専門の方、その地区が分かる方ですね。そういう道路を分かる方がやっぱり一日ぐるっと回る道路パトロールカーというのを正式にしなきゃ、とてもじゃない、あれだけの距離を区長さん、あるいは通行車両の方に見てもらうのはとても無理だろうと思います。

市長、道路パトロールカーとか検討しませんか、いかがですか。

**○議長（角田恵一君）**

市長、答弁よろしいですか。

**○市長（三田村統之君）**

即答できませんので、大変申し訳ありませんが、状況を十分把握しながら検討はしてみたいとは思っています。



○10番（牛島孝之君）

専決事項でこういうふうには毎回出てきます。少しでも保険金を払えばいいという問題じゃないですけども、県に聞いてもらえば分かりますけど、県はちゃんと民間で道路パトロールカーが回っております。やっぱり市としても、これだけの北九州市に次ぐような面積の八女市で、特に、東部が道が多いと、延長距離がですね。そういうことをぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第1号 八女市大坪奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

子育て支援関係の運営に関する基準が改正になったということで条例が変わるということのようですけれども、どのように変わったのか、お尋ねいたします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

今回の改正につきましては、厚生労働省令の改正、それから、内閣府令の改正に伴いましての改正でございますけれども、改正の内容といたしましては大きく3つございまして、まず1つ目は、保育所等施設における安全計画、それから、業務継続計画の策定でございます。この趣旨といたしましては、安全計画については昨今の保育所等の重大事故が多発したという中での改正、計画の盛り込みということと、業務継続計画については特には新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けてということでの改正でございます。

2点目につきましては、送迎バスを運行する際の園児の所在の確認でございまして、これも昨今の送迎バスでの園児の置き去り防止のため今回改正をされるものでございます。

3つ目は、施設長等の懲戒権に関する権限の削除でございまして、これは懲戒権に係る乱用禁止規定というのがこれまではございましたけれども、その分が削除されて、内容としましては、いかなる場合であっても懲戒権の行使をすることは禁じるという趣旨の改正が盛り込まれておるものでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

私がお尋ねしたいのは2点目の、2件続けて園児が置き去りにされて死亡するというとんでもない痛ましい事故が起きた、そのために防止対策、あるいは防止装置などが義務づけられたと理解をしておりますけれども、この装置は義務づけですので、装置なんかは必ずしなければならないと私は理解しますが、そういう対象になる車が八女市に何台ぐらいあるのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

この件につきましては12月議会のほうでも御質問がございましたけれども、市内の5施設が現在運行を行っているところでございます。この分につきましては県のほうの補助もございますので、5施設のうちの4施設については県のほうの補助の対象になりますが、あと残りの1施設については八女市のほうでの対応となりますので、今回の令和5年度当初予算のほうにこの分の補助としては計上させていただいているところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

こういう装置はいつまでにつけなくてはならないのか。値段もいろいろあるようですけれども、装置1セットにどれくらいかかるのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

国のほうが装置に関するガイドラインを示しておりますけれども、おおむね200千円程度というのが基本的なパッケージということになっております。施設に対する設置については、一応1年間の猶予ということになっておりますので、令和5年度のうちに設置を下さいよということになっておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

大体分かりましたけれども、全国的にこれが義務づけされたわけですので、相当な台数になるのかなという気がしますけれども、品物がそろわないとか、そういう心配はあるのか、ないのか、お尋ねします。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

品物がなくなるかどうかということについては詳細には確認は取れておりませんが、国が示しているのは基本パッケージでございますので、どういうものをつけるかというのは施設ごとに判断をされますので、例えば、人感センサーとかということになれば、まだ高額なものになってきたりとかということになりますので、どの装置をつけるかということによって違ってくるのかなと思っておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

最後ですけれども、この装置をつけたから全て解決とはならないのかなという気がします。例えば、故障して作動しなかった場合はどうなるのか。やっぱり人がきちっとする体制を日常的に構築しておかないと、今度は機械に頼ってしまえば、それなりの緩みなり、故障したとき、あるいはバッテリーか何か切れた場合、また事故が起こる可能性がありますので、そこ辺の教育はどのようにお考えになっておりますか。

**○子育て支援課長（末崎 聡君）**

今回の改正の趣旨といたしましては、設置の義務といたしますよりも、運行する際の園児の所在の確認ということでの改正になっております。あくまでもこの装置につきましてはそれを補完するための装置ということでございますので、今回の改正では、あくまでも施設に対しては、乗った場合、降りる場合の所在の確認をきちんとやらなければいけないという改正になっているところでございます。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 八女市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 八女市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、  
質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託

いたします。

議案第5号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、1名から議案質疑通告がありましたので、質疑を許します。

17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

まず、資料を読めばなかなか理解しにくい部分がありますので、具体的に税率がどのように変化をするのか、まずお伺いをいたします。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

今回の条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年度の税率改正となっております。医療分の均等割を26千円から28千円へ、平等割を26千円から28千円へ、後期高齢者支援金分の所得割を2.7%から3%へ、それから、この分の均等割を7,300円から9千円へ、平等割を7千円から9千円へ改正をお願いするものでございます。

あわせて、この改正に伴うもので特定世帯及び特定継続世帯の平等割額、また、所得基準による均等割と平等割の7割、5割、2割軽減額と、令和4年度から未就学児の均等割が5割軽減されておりますので、その軽減につきましても均等割の7割、5割、2割の減額をする額に伴って改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

今の数字を聞きまして、相当これは値上がりするなという感覚がします。ホームページに基準世帯というですかね、世帯主が年金所得が1,050千円とか、こうして、昨年度分は全ての基準世帯が422,200円と出されております。それで、この同じ基準世帯で幾らになるのか、お尋ねします。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

私どもが納税通知をさせていただくときに、国保税を分かりやすく分かっていただくためにチラシを配布させていただいております。その中で、一つの世帯の例という形でお示しさせていただいておるところを議員はおっしゃっていると思います。その中では、議員おっしゃいましたように、昨年度は医療分として309,600円、後期支援金分として92,700円、介護分が19,900円ということで、合わせて422,200円と表示をさせていただいておるところです。今回の改正によりますと、医療分が320,600円、それから、後期支援金分が108,300円、

介護分は変わりませんので、19,900円のままというところで、合わせますと448,800円となりまして、年額でいきますと26,600円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

これは恐らく今までにないような値上げの気がします。この基準世帯のところでは448,800円、26,600円という値上げのようですけれども、相当な金額だと私は思っております。

ここに標準税率が示されております。県が示した標準的な保険料の率ですけれども、この率は県が勝手に決めたんですか。どこでこの標準税率というのは決まっているんですか。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

この標準保険料率、うちのほうでいきますと保険税率になりますけれども、これは福岡県の国民健康保険運営方針が示されております。これは平成30年度に国と市町村、自治体が一体となって国保運営をしていこうということで国民健康保険運営方針というのが策定をされているところですが、こちらについて国のガイドラインで示された算定方法を原則とし、まず1つが国保事業費納付金、こちらと標準保険料率を算定するとされておるところです。ですので、この国民健康保険運営方針に従いまして県のほうでその算定をなされるというところがございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

医療分の所得割が0.87、八女市が低だけで、あとは標準税率を見ますと全て相当な金額になっております。これをこのまま当てた場合、幾らぐらいになるのか、もし試算があればお尋ねします。試算していないならいいです。しかし、これに合わせたらとんでもない金額になるような気がします。これに合わせた試算があるんですか。標準税率に合わせた試算。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

これは各世帯に例えて算定すればという形でよろしいでしょうか。全体の額と……（「全体で」と呼ぶ者あり）全体額ですね。すみません、ちょっとお待ちください。すみません、もう一つ資料がありますので……

**○議長（角田恵一君）**

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

**○議長（角田恵一君）**

再開いたします。

**○17番（森 茂生君）**

とてもじゃないけど、この標準税率に合わせたらとんでもない数字になるわけです。この率を見ただけで大体分かるんですよ。それで、それはあくまで標準ですので、いきなりそこには持っていかないだろうけれども、非常に心配されます。

そして、この資料を見ますと、令和5年度の1人当たりの納付額が159,805円ということになっております。それで、令和元年度から令和5年度までに、令和3年度が若干下がりましたけれども、それまで例年、全部上がってきて、この数字になっております。ですから、この数字が、今度の令和5年度がもし確定すれば、県内で比べた場合、上から何番目の金額になりますか。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

今、議員がお尋ねの分は、市が県のほうに国民健康保険事業費納付金をお支払いしていきます。その中で、その納付金額が1月に令和5年度はこの額になりますよということで通知が来ますけれども、その1人当たりの金額が159,805円になるというところで、これは県内順位どれだけかという御質問だと思います。この分につきましては、全県下では2位という形の高い順位となっているところです。

**○17番（森 茂生君）**

正直言ってびっくりしました。これが可決されれば県で2番目に高い国保税ということになるんですけれども、高い上に、これ以上また上がる、そして、県下2番目の高い国保税になるというのは正直言うて……

**○議長（角田恵一君）**

今の答弁はそれでいいんですかね。国保税が2番目ということじゃないでしょう。もう一回補足答弁をお願いします。（「私の考えが間違いですかね。ここに県内順位、1人当たり2位と書いてありますよ」と呼ぶ者あり）

健康推進課長、誤解のないように答弁をお願いします。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

この県内順位2位というのは、先ほども御説明しましたけれども、県のほうに市が納める納付金という金額があります。これが県のほうから八女市は幾ら納めてくださいというところでの連絡が来ます、通知がですね。これが令和5年度が納付金額としては2,546,000千円ほど来ているところです。この納付金額を1人当たりで割り戻すとどれくらいになるかというのが順位としては2位ということで、税額について八女市の税額が県下で2番目に高いというものではございません。

**○17番（森 茂生君）**

私はそこを誤解していました。そしたら、税額が県内で何番目になるか分かりますか、こ

の改正で。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

この税額につきましては、県下で順位が何番目に高いかと、そういうところの数字はありません。それぞれの市町村の中でこの税額については決定をしてみますけれども、この部分について、それぞれで、例えば、平等割であったり、均等割であったり、所得割であったり、組合せで違ってきますので、この分について県で取りまとめられて順番を示されるようなことはありませんので、私どもとしてはそれは把握をしていないということになります。

**○17番（森 茂生君）**

これは後で全部調べれば、こつこつ調べれば大体分かるんですけども、恐らく低いほうじゃないはずですよ。納付金が県下2番目に多いということは、当然、並行していくんだらうと思っております。

それで、いずれにしろ、1人当たり15,800円の値上げになるようです。そうした場合、またかなり滞納が増えるような気がします。恐らく滞納がどれくらい増えるのかも予測されてこれをはじき出されているはずですので、滞納はどれくらい見込んでありますか。

**○議長（角田恵一君）**

答弁できますかね。滞納見込みで計算しているんですか。答弁をお願いします。見込みがなければ、ないということをお願いします。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

私どものほうとして、滞納額が幾らになるかということでの算定は行っていないところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

税務部門とは違いますので違う分もありますけれども、恐らく九十二、三%というところが大体毎年のおおきいので、恐らくそれが若干上がるのかなという気がします。それで、上がったなら上がったで、今度は滞納が増える。滞納世帯が557世帯ということで、滞納額が近隣の市町村と比べて極端に多く、26,850千円となっています。これは昨日資料をお渡ししている中で、その中にそう述べてあります。そして、この資料によれば近隣の市町村と比べて滞納額が桁違いに多いんですね。私の手元の資料によればですよ。それは見せているので、恐らく御存じだと思います。これがまた増えるような気がしてなりません。

そこで、増えたら増えたで、今度は短期証と資格証が発行されると思います。現在、短期証、あるいは資格証明書、保険証取上げと私たちは言いますが、資格証を渡されると窓口で10割負担しなければなりません。それで、その発行枚数は分かれますか。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**



お答えいたします。

令和3年度、令和4年度で資格証明書の新しい発行はございません。令和4年度の短期証につきましては、444人に短期証を発行させていただいております。それ以前の分での資格証明書については67人ということになっておるところです。

**○17番（森 茂生君）**

これは横浜の例ですけれども、短期証も資格証明書も2016年度から交付をやめているという記事が載っております。横浜市は相当大規模な市ですけれども、短期保険証の発行はもうやめましたということのようです。そして、そこの担当者がどう言ったかということ、意図的に払わないという人はほとんどおりません、適切に判断すれば交付はゼロになるということをおっしゃっておりますので、これだけ高くなれば当然滞納者が増える。そして、短期証やそれが増えてくる。そうすると、なかなか病院にかかりづらくなる。そういうことも勘案して、この短期証、あるいは資格証の発行を緩める、そのような考えはありますか。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

お答えいたします。

この短期証の発行につきましては、どうしても納税が滞っておる状態の方々に発行させていただいている、こういったことがあります。この発行をする際に八女市のほうに相談に来ていただきまして、今の現状であるとかお困りのところとか、そういった相談にぜひ私たちは乗らせていただいて納税につなげていきたい。こういった発行するところでそういった納税者の方々とのやり取りをする機会を設けて、この国民健康保険制度の理解を深めていただきまして、例えば、生活的に大変なところにつきましては、お話を聞かせていただいて、つないでいかないといけない機関とか担当課、そういったところにはつないでいって納税の促進を図っていきたくて考えているところですので、今のところこの短期証発行をやめるといった考えは持ち合わせておりません。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

最後になりますけれども、この国保の人たちは低所得者が多いわけです。全部が全部じゃありませんけれども、大体協会けんぽの倍ぐらい国保税が高いと一般に言われております。そして、その中で全般的には5割近い人が無職と言われております。八女市の場合、職業構成、例えば、無職の方が何%か、あるいは農林業の方が何%か、そのような調べはついているのかどうか、お尋ねします。

**○健康推進課長（馬場浩義君）**

国保税の課税について、そういった職業の割合といったものは持ち合わせておりません。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。できればきちっと調べられて、これは一般に出回っているから、そんな難しい問題ではないと思います。大体4割、5割が無職者、年金生活者ということになっておるようですので、一度ぜひこれは構成がどのようになっているのか調べられることを要望して、私の質問を終わります。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の厚生常任委員会に付託いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時10分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

議案第6号 八女市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第7号 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の規定の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第8号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。  
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。  
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
議案第10号 八女市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。  
本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

この中で、ウ、水産業として、内水面漁業の振興には云々、観光産業・商業としてとありますけれども、どのくらいの方が内水面で商業的なことをやってあるのか、分かりますか。

**○林業振興課長（月足和憲君）**

お答えいたします。

まず、内水面のこの施設内で仕事をされてある方は2名ということでお聞きしております。そのほかの市内での内水面漁業に関する方の人数等は手元の資料では把握いたしておりません。申し訳ありません。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

矢部川漁業協同組合並びに犬山漁業協同組合と書いてあります。当然そこに登録されて鑑札を持って、職業じゃなくても魚を取っているような方もおられるし、あるいは職業でされてある方もおられると思うんですよね。やっぱりそこんにきはちゃんと把握していただかないと、放流事業は当然、昔と違って——昔は本当に花宗井堰の下辺りはアユが回っておりました。カマツカとかシマドジョウとか、実際、私たちが小学校ぐらいのときは、砂地を行けば足の下でもぞもぞしていました。川自体がぬるぬるしているわけですよ、昔と違って。どんなに魚だけ放流しても、やっぱり河川浄化とかそういうところからしていかない限りと思いますので、ぜひ矢部川漁協さんとも一緒になって、そういう面もよろしく願いいたします。

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○20番（川口誠二君）**

質疑を行いますけれども、議案第11号 権利の放棄についてでございますが、今回放棄する金額が宅地取得資金5,364,004円、住宅新築資金7,516,080円となっています。

この権利を放棄するまでの今日までの経過、どういう対応を取られてきたのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

**○市民部長（牛島憲治君）**

御説明をいたします。

権利の放棄につきましてでございますが、本議会の初日の全員協議会で御報告をさせていただきました令和2年6月議会、訴えの提起につきましての判決につきまして御報告を差し上げたところでございますが、この案件とは全く別案件でございます。しかしながら、この関係人でございます。具体的に申せば、訴えの提起で相続人4名に対して訴えを起こしておりますが、このうちの2名が連帯保証人ということでございました。この連帯保証人のうち1名の方が自らの宅地の購入ですね、土地の購入及び住宅の新築資金等々に借受けをされておったということでございます。

この方につきましても、この間、今回、一般質問等々で御意見等々を様々いただきましたけれども、担当課といたしましては、資金の回収に努力をいたしております。しかしながら、一定の資金等々、返済能力があられる方につきましては、法的手続も含めた対応をいたすということで、専門家等々の御助言をいただきまして、この間、取組をやってきたということで、1件につきまして訴えを起こさせていただいたと。その間、係争中の間に今回の方の資産等々に係る調査を行っていただいた結果、実は住宅、建物に対しまして、既に財団法人公庫住宅融資保証協会、昔でいう金融公庫でございますが、こちらのほうが既に担保不動産の競売申立てを行われて、競売等々が成立をしていることが判明をいたしましたということでございます。

あわせて、宅地につきましては、市のほうで同じく担保不動産の競売の申立てをいたしまして、この分の担保物件につきましては競売等々が成立をいたしまして、代金が支払われましたので、今回、併せて県のほうに補助金等々の協議もいたしまして、一定の補助金等々の該当ということも確認が取れたということで、今回、議会のほうに権利の放棄をお願いしているところでございます。

以上でございます。

**○20番（川口誠二君）**

確かにせんだってからの全員協議会で報告がなされました。それで、今回の議案第11号と全協で報告がなされた、これは令和2年6月の定例会に議案第53号として提案をされた訴えの提起とそれに対する裁判の結果の報告ということで、多くの方はこの訴えの提起で裁判結果が出たので、回収の見込みがないから債権放棄をするんだという捉え方になっていらっしゃる方が多いんですよ。これは全く違うわけですね。ということは、ただ関連しているということは、今回の権利の放棄の借り手が訴えの提起の連帯保証人の一人だったということですかね。確認です。

**○市民部長（牛島憲治君）**

御指摘のとおりでございます。訴えの提起の連帯保証人が自ら借り受けられた案件につきましての分でございます。

以上でございます。

**○20番（川口誠二君）**

それで、今回の議案第11号については、提案理由では、簡単に申し上げますと強制執行による不動産売買を行った債権、そして、連帯保証人死亡ということで回収の見込みがないというので債権放棄をするんだと、権利の放棄をするんだという提起なんですけれども、具体的にその競売、要するに建物については、先ほど言われるように前の旧住宅金融公庫の第一抵当が入っていたので、その分については回収困難と。土地については、市が債権を持っているので、その分について強制執行をかけたということなんでしょう。強制執行をかけて、それが成立したわけですかね。成立した金額というのは幾らなんですか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

土地の代金につきましては、573千円でございます。これから手続費用等々が310,446円かかっておりますので、差引きの262,554円が償還金の充当額ということになっております。

以上でございます。

**○20番（川口誠二君）**

権利の放棄の総額については、約12,900千円あるわけですね。そして、強制執行をかけて回収できた金もろもろの経費を引いて約262千円と、大変な損失なんですよ。

こういう制度があって、この制度を活用されて本当に助かれた人もいらっしゃるんですよ。これだけ生活が厳しいという状況の中でも、分割でも支払いをされている方もいらっしゃるんですよ。そういった方々の思いからすれば、やはり幾ら国から助成制度があるからといっても、これは税金なんですよ。特に4分の3でしょう。4分の1については市でしょう。かなり市の損失があると思うんですよ。それが果たして、やはり市民の皆さん、そしてまた、借入れされて真面目に払われてこられた方々の気持ちを察すれば、本当に理解が得られるのかということなんですよ。仕方ないと思うんですけど、そういったところについて

は、制度的にこういう制度があるから、この制度にのって早く整理をつけたいんだという気持ちなのか、市民に対する説明責任というのはどう果たされるんですか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

御回答いたします。

議員御指摘の点については重々理解をしておるところでございますが、この償還等々につきましては、御本人様死亡の案件が非常に多いんでございますが、連帯保証人の方に対しまして支払いをお願いする努力をこの間続けてきておるところでございます。

しかしながら、状況に応じまして今回のように一定の資産等々をお持ちだったり、返済能力がある方につきましては、引き続き法的な部分も含めた専門家への御相談もいたしながら対応してまいりたいということで考えておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしく願います。

**○20番（川口誠二君）**

やっぱり行政の平等性ですよ、これを考えて、こういった問題についてはいろいろな指摘もあっています。ですから、やっぱりきちんと説明をするような行政の責任というのが私は当然あるんじゃないかなと思います。

ですから、債権回収する金額がまだほかにもありますよね。こういったのが一つの前例をして、逆に回収ができないということにもつながるんじゃないかなと思うんですよね。そこら辺はどのように捉えられていますか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

結果論として、今回その12,000千円を権利の放棄ということで議会のほうに今お願いをいたしておりますが、議員御指摘のとおり、市といたしましては、市の予算から支出をしているという部分からいけば、国の住宅新築資金の償還推進助成事業補助金の対象になることによって、4分の3の金額につきましては市のほうの財源に受入れができるということもございますので、市民への説明責任等は当然でございますし、御本人、もしくは連帯保証人等々に粘り強く支払い等々につきましては引き続き努力はしてまいりたいと思いますが、まだ70,000千円近い貸付金がございますので、引き続き担当課といたしましては努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○20番（川口誠二君）**

最後にお尋ねしますが、今回の国の助成事業によって、4分の3というのは金額的には幾らになるんですか。

それから、もう一点です。先ほど申し上げた12,900千円余りの金額、これは利息込みでしょう。ということは、幾ら借入れされて、そして、幾ら償還があっているのか。ゼロなの

か、その辺もよかったら教えていただきたいと思います。

**○市民部長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

貸付額につきましては、宅地資金といたしまして4,000千円、利子額が1,086,083円で、合計の5,086,083円になっております。うち滞納額が4,635,279円になっております。——すみません、訂正でございます。申し訳ありません。貸付額が5,000千円、利子額が1,357,682円、合計の6,357,682円で、滞納額が5,364,004円でございます。

住宅に係る資金につきましては、貸付額が6,200千円、利子額が1,684千円、合計の7,884千円ございまして、滞納額といたしましては7,516,080円ということになっております。

この滞納額の合計額が今回お願いをいたしております金額ということになっておるところでございます。合計額が12,880,084円ということになっておりまして、住宅資金等償還推進助成事業補助金の対象となっておる金額としまして今交付申請いたしているところでございますが、9,660千円が補助金として市のほうに交付をされる予定だということでございます。

以上でございます。

**○20番（川口誠二君）**

ということは、ほとんど返されていないと、返済があっていないということですね。これはいつ借入れされているんですか。

**○議長（角田恵一君）**

答弁できますかね。どちらが。

**○市民部長（牛島憲治君）**

すみません、貸付日につきましては後ほど答弁ということで御了承いただきたいと思います。

**○20番（川口誠二君）**

最後であります、このような形で議会の議決を経れば権利の放棄ができるということ、手続的にはそれでできるだろうとは思いますが、やはり住民感情とすれば、かなり前に貸付けがあつて、そして、この間も全くお金が支払われていないという状況なんですね、今数字を聞いたら、ですから、そこはやっぱりきちんとした形で、これからの回収も含めてありますから、そういったところについては、これが前例をひかないような形で、国から金が出るから権利を放棄すればいいんだという安易な気持ちではなくて、行政の努力を強く要望して、質問を終わりたいと思います。

**○21番（松崎辰義君）**

私もほぼ同じような質問内容でありまして、私よりも随分詳しく質問をしていただきましたので、私は質問は取り下げます。



○市民部長（牛島憲治君）

すみません、借入年につきましては昭和60年ということでございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 財産の無償貸付けについて（八女市星野農産物直売所（びそん））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

この無償貸付けの相手方についてまずお聞きしますが、令和5年4月1日より3年間ということになっております。この前も当然この星野村農産物直売所組合でしたでしょうか、お聞きします。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

前回は星野農産物直売所組合でございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

この無償で貸し付ける財産の中の建物、築年数は分かりますか。

○星野支所長（川口良和君）

築年数につきましては、平成21年11月に建設しております。約15年間経過しております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

この建物が台風、あるいはいろんな災害によって壊れたといたしますか、一部ですね、そういう場合の補修、それについては市でするわけですか。いかがですか。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答えいたします。

原則、市の所有している財産でございますので、そういった台風被害等、災害に伴った補修につきましては市のほうで対応いたします。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

では、無償貸付けの相手方ということですけど、これは要するに極端に言えば公募、募集をかけて、そういうことはないと思いますけれども、公募はできるんですか、できないんですか。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答えいたします。

まず、この施設を設置した経緯について説明申し上げます。

星野地域の農産物等の製造販売の推進に向けて、まずこの組合を行政主導で立ち上げました。そして、この組合を通して運営をしていただくということを前提にして、この直売所を今現在運営をやっているということでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

要するに星野村内でまた同じように自分たちも借りたいとなった場合、別の組合をつくられて、その場合は当然公募になりますか。いかがですか。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答えいたします。

まず、この組合に入っていたきたいというのが前提でございます。そして、組合を活性化して地域内で運営をしていただきたい。しかしながら、別の組織を立ち上げて、そして、利用をしていきたいということであれば、当然その組合との協議を重ねていって進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 財産の無償貸付けについて（八女市星野物産販売所（清流））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

同じく八女市星野物産販売所清流の建築年月日をお願いします。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

平成4年7月に設置をいたしておりまして、約31年経過しております。

以上です。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 財産の無償貸付けについて（八女市農産加工センター星の里）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

同じく建物、(2)、(3)の建築年をお願いします。

○星野支所長（川口良和君）

お答えいたします。

平成元年3月で、約35年が経過しております。貯蔵庫についても同じ年度でございます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 財産の無償貸付けについて（八女市星野荒茶加工施設（茶工房ほしの））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

同じく建物の築年月日、それと、荒茶加工施設ですので、当然この中に機械等々が入って

おると思います。単なる建物が建っているだけじゃなくてですね。その機械の所有者はどなたですか。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答えいたします。

まず、施設の設置年度でございますが、平成15年3月で、約20年経過しております。それと、設備の所有者でございますが、こちらにつきましても八女市のほうで整備をしておりますので、所有は八女市となっております。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今まで出てきましたのは、ほとんど建物、中に利用組合とかそこですてあるかと思えますけれども、当然この荒茶加工施設の機械を含めて無償というわけでしょう。いかがですか。

**○星野支所長（川口良和君）**

お答えいたします。

全て無償になっております。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和4年度八女市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

先例どおりということで、それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第17号 令和4年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和4年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和4年度八女市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。  
議案第20号 令和4年度八女市矢部診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。  
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。  
議案第21号 令和4年度八女市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**



質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 令和4年度八女市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度八女市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、3名の議案質疑通告がっておりますので、通告順に質疑を許します。

8番高橋信広議員の質疑を許します。

#### ○8番（高橋信広君）

まず質問ですが、新規事業を3点お聞きしたいと思います。

まず、2款1項6目のシティプロモーション事業ですが、これについてお聞きいたします。

シティプロモーションというのも幅広いと思うんですが、ある地域の認知度向上、あるいはブランド向上、言ってみれば広報活動、あるいは営業活動ということになると思うんですが、この事業としては委託をされるということなので、この委託をする前に市としてどういう方向でどういうコンセプト、あるいはどういう目的でということをしっかりしておかないと総花的になると感じております。この辺りをまず市としてどういうお考えか、これについてお答えいただければと思います。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

今回、本事業を新規事業として予算計上しておるわけですが、これまでも新聞やテレビをはじめとするマスメディア、また、ソーシャルネットワーキングサービス等を活用しながら八女市をPRする様々な情報発信を積極的に行っているところでございます。

そういった中ではございますが、人口減少が進む本市の今後を考えますと、八女市として力を入れていくべき分野、これは産業の振興であったり、移住・定住、観光交流、関係人口の創出拡大など、これらの施策については今後さらに推進を図り、この人口減少に歯止めをかけていく必要があると考えております。

そのためにもこの情報発信、シティプロモーションの取組は本市にとって今後さらに重要になるとの思いから、今回の事業を企画しているところでございます。

この情報発信の充実に向けてどういった戦略を打ち出していけばよいのか、この課題につきましては、担当部署や分野を超えて横断的な取組として検討してまいりたいと考えております。戦略の策定に当たりまして、現在考えておりますのは、関係する分野の市役所内外の関係者によるヒアリング、また、八女市の情報発信における強みと弱みの分析、これらの分析を行った上での現状の課題の抽出、また、情報発信のターゲット分析、こういった調査を行う必要があると思っております。

それらを踏まえまして、今後の課題として具体的に1つだけ例を挙げますと、SNS施策のさらなる充実と連携がでございます。本市におきましては、インスタグラムやフェイスブック、LINE、ユーチューブ等、分野ごとにそれぞれの部署、セクションで発信に取り組んでおりますが、こういったそれぞれの発信をつなぐ動き、互いに連携を深めていく、この仕組み

づくりができないかと考えておりました、これらについては専門的な知見を持つ方々のアドバイスをいただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本市にはたくさんの観光スポット、農産物や伝統工芸などの特産品、歴史や文化、イベント等がございます。こういったポテンシャルの高い地域資源がございますので、それらを十分に生かせるような情報発信戦略、地域経済の浮揚や移住・定住、観光交流の創出拡大につながるようなシティプロモーション活動を本事業を実施することによって展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

今の答えからすると、人口減少の歯止めという言葉がありましたけど、一言で言えばそこかなと。人口減少対策と捉えました。

もう一つ、答えがありませんでしたが、やっぱりターゲットを明確にしておく必要があるのかなと。全国、地域、あるいは年代層とか。特に、地域なんですけど、これは私の個人的な意見で申し訳ないですが、このシティプロモーションの中でもしやるとしたら福岡都市圏、この辺りの方々のアーバンライフから田舎暮らしを求めているような方々をターゲットにするとか、その辺の市としてこの辺はやっぱりターゲットとして求めるとかがあればお聞かせいただければと思います。

#### ○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ターゲットにつきましては、今後も分析、調査を進めながら戦略を立てていきたいと思っておりますが、前も議会のほうで私は答弁をしたことがあると思いますが、福岡都市圏ですね、福岡市の人口が160万人、その周辺の17市町で福岡都市圏で260万人だったと思いますが、この辺りの福岡都市圏のターゲットというのは、例えば、移住・定住であったり、観光交流については非常に現実的なターゲットだと思っております。こういったところも生かしながら取組を進めてまいりたいと思います。

また、ふるさと納税とか、こういった面につきましては、関東とか関西からの納税者も非常に多くなっております。むしろそちらのほうが多いような状況でございますので、分野ごとにターゲットを設定して取組を進める、こういったことも必要だろうと思っております。

以上でございます。

#### ○8番（高橋信広君）

ぜひ福岡都市圏の今おっしゃったようなことは私も賛成ですし、特に、デュアルライフ、二地域居住も含めて、ぜひ定住化につながるような施策を打っていただければと期待しております。

この事業のどういう概要なのかと今お話があったんですが、スケジュール感とか事業予算の根拠について、よかったらお答えください。

**○企画政策課長（隈本興樹君）**

お答えいたします。

事業概要については、大きく3つの取組を考えております。

1つは、先ほど申し上げましたシティプロモーション戦略の立案でございます。

2つ目は、若いターゲット、特に若年層に対し、訴求力が高い人物を起用して、八女市の観光や特産品などを紹介する電子媒体及び紙媒体の情報誌の作成を行うものでございます。

3つ目は、市民参加型のシティプロモーション事業、これはウェブやSNSにおいて八女市の魅力を発信する市民ライターの育成を行う事業を考えております。市役所職員以外の地域の方々に積極的に情報発信をしていただく、情報発信の市民参画を推進しながら地域力を高めていく、こういったことを狙っております。

スケジュールにつきましては、今回、国の財源でございます地方創生推進交付金の申請を行っておりますが、この予算の内示、決定をいただきましたら、できるだけ早い時期に契約に向けた取組を行い、年度を通して事業を進めていきたいと考えております。

事業予算の根拠につきましては、予算要求の際に本事業を行うための業務委託に要する費用について事業者から参考見積り等を徴収しまして、内部で検討を行いまして予算要求をしているところでございます。

契約につきましては、最終的にはプロポーザル等によりまして相手方や金額を決定していくことになると考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

このシティプロモーション事業については、大変期待しております。今までもシティプロモーション自体はやっていただいておりますが、しっかりと計画までつくってやるというのは初めてなので、これからのいわゆる定住促進を含めて人口減少対策につながると期待しておりますので、よろしくお願いします。

次に、2款1項8目の情報共有電子地図構築事業、これについてお聞きしたいと思いますが、この事業の概要がどういうものなのか、あるいは具体的な機器とかも含めてお答えいただければと思います。

それからあと、事業効果としてどういうことが期待できるのか、汎用性も含めてお願いします。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

情報共有電子地図構築業務でございますが、この事業によりマッピングシステムを導入しまして、災害対策本部と関係部署で現場画像を含めた被害情報などを共有できることで、被害現場や避難所の状況を迅速に災害対策本部で確認しまして、市民へ正確かつ迅速な情報提供を図るというものでございます。

見込まれる事業効果といたしましては、具体的な例を挙げさせていただきますが、これまで被害状況の報告を電話のやり取りが中心でやっておりましたが、その際、状況次第では時間を要したこともございましたが、本システムを導入することによりまして、被害現場に向いた職員が被害場所や、その内容の現場写真を含めた情報をスマートフォンからシステムに瞬時に入力、それから、表示することが可能となります。その後の対応についても随時その情報を更新することができますので、市民から問合せ等があったことに対しまして、災害対策本部や各支所で画面を見ながら迅速な情報提供が可能になるというものでございます。

これまで道路冠水の実績なんかも、昨日の一般質問でもございましたが、そういう情報や、実際に土砂災害とかの災害が発生したときに通行止めとかが当然出てきますが、そういった情報も現場に向かった職員がスマートフォンからシステムに即座に入れて、市民の皆さんにそういうのをお知らせすると。また、今後、地図上でその情報を市民の方が直接見られるということも検討を行っていきたくて考えているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

大枠分かったんですが、具体的な機器というか、使うもの、例えば、現場のほうに行かれた職員はスマホでやると。そのスマホで送ったものが地図上に反映されて、モニターに映し出されると、具体的にはそういうイメージでよろしいのでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、現場に向かった職員のスマートフォンですね、それで写真を撮ったりして、それを入力すると。そしたら、即座にそのシステムに反映しますので、それで災害対策本部や各支所の職員のパソコン画面で確認ができると。それを基に、問合せとかがあったときは即座に情報提供ができるというものでございます。

**○8番（高橋信広君）**

ということは、いわゆる専用のモニターではなくて、いわゆるパソコン上に落とされるということですから、これは例えば市民のほうにも反映される、そう解釈していいのでしょうか。

**○防災安全課長（毛利昭夫君）**

お答えいたします。

市民の方も利用が可能かという御質問だと思いますが、市民の入力となると、ライセンス

数の問題であったり、あと情報が錯綜したりということもありますので、そこは現時点では情報を入力するということは想定しておりません。

ただ、市の職員が入力したものを市民の方がスマホとかで見るとはできるということで検討を進めておるところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

分かりました。金額的に2,200千円と比較的リーズナブルな価格と思いますし、今聞いた範囲では、情報をとにかく共有化する、それもスピーディーにやれるという意味ではいい事業だと思いますので、これは期待しております。ありがとうございます。

最後ですが、10款4項4目の図書館本館整備事業、これについてお聞きしたいんですが、まず、これは本館整備事業となっておりますので、この事業の主な目的を含めて、これについてお答えいただけますか。

**○社会教育課長（寺師いずみ君）**

お答えします。

図書館本館整備事業の目的につきましてです。

まず、図書館本館の現状ですけれども、図書館本館は昭和59年度に竣工し、昭和60年度から使用しており、供用開始から37年が経過し、建物の老朽化が進んでおります。現在は改修工事を行いながら使用している状況です。また、子どもたちや学生さんたちの学習スペースや閲覧スペースが不足しており、充実した図書館サービスができていない状況です。

以上のようなことから、市民のニーズに対応したサービスを提供するために、学識経験者等を交え、図書館本館整備計画の検討委員会を立ち上げ、その中で今後どうするのかを協議し、図書館本館の基本計画を策定するものです。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

今の答えからしたら、本館のことだけということのようです。本館については、私もいろんな市民の方から、行ったけど読みたい本がなかったという蔵書の量、質というところでのいろいろ疑問を投げかけられることもあります。そういう意味では内部的なことの見直しというのは必要かなと思いますが、片一方では、今、図書館が本館のほか、分館が5つ、全部で6つあって、約21万冊ほどの蔵書があると思います。そういう中で、これからデジタル化というのがだんだん進んでいく。それから、人口減少が起こってくる。こういう中で、やっぱり図書館全体を見直す必要があるのかなと思うんですが、これについては教育長のお考えをお聞かせいただきたいんですが、どういうお考えなのか、よろしくお願いします。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

先日の学校統廃合もそうなんですが、やはり旧町村に学校も1小1中、あるいは1義務教育学校は残していこうという大きな方針があります。図書館についても、例えば、今でもスマートフォンで借りれる。例えば、矢部の方が八女で本を受け取れるとか、そういったサービスもあります。ですので、そこそこにはやはり拠点としてそれぞれの旧町村、今の分館、これは残していくべきだろうと思っています。ましてや電子図書もこれから入ってきますけれども、これだけじゃやはり図書館の機能というのはできないと思っています。やはり紙媒体の本の必要性もこれは必ず続くと思っておりますので、そういった形で進めていければなと。それをつなぐ自動車による移動図書館とか、そういったことも含めて、やはりつなげながら一体となって、そのハブ的な本館というイメージでやっていけたらいいのかなと思っています。

**○8番（高橋信広君）**

今、私の質問はそういうことなんです。要は5つをどう生かすかということを一全部で6つですかね。6つの図書館をどう生かすかという視点をこのデジタル化に向けて、蔵書の問題、量の問題、それから質の問題を含めて、それから、今やっておられる6つだけでなく、広川町、筑後市という図書館の大きなくくりとして、そういう中で、今後のデジタル化の進み具合で、ハード面というよりソフト面のほうの強化が先ではないかというのを少しお聞きしたかったんですけど、そこの考えはいかがでしょうか。要は整備というところですね、今回の本館の整備ということが出ておりますけど、その整備の前に全体をどう考えていくかというのを議論されているのかということなんですが、それについてはいかがですか。

**○社会教育課長（寺師いずみ君）**

本館の整備についてですけれども、今回は既存の施設の改修なのか、新しく新築などをするのかは様々な観点から検討を行った中で、今後決めていきたいと考えております。

**○8番（高橋信広君）**

最後に、もう一回教育長にお聞きしますが、その整備の在り方ですね、これについてハード面とソフト面という考え方があると思うんですが、特に、やっぱりソフト面を優先しながら、この6つの図書館、それから、筑後と広川と連携するところの観点で、今の既存の図書館を生かしながら、どうやったらいいかということ議論していただくということは最優先にやっていただきたいということがあるんですが、それについてはいかがですか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えをいたします。

今、議員がおっしゃったように、うちの八女市だけじゃなくて、広川、筑後もごさいます。ただ、今度は電子図書に関していえば、なかなかこれが割合というか、お金の出しどころの割合とか、そういったことで折り合いがつかずに、今のところは一緒にはできないという現

状もございます。ただ、借りれるのはどこでも借りられますので、そういったところをやりつないでいくということは最優先に考えながら、なおかつ、やはりハードのほうも含めて一緒にしていくべきだろうと思っているところです。それでよろしいですかね。お答えは合っていますかね。申し訳ございません。（「承知しました」と呼ぶ者あり）

**○8番（高橋信広君）**

この図書館については、やっぱり市民の方々も、一般的にはどのぐらいですかね、2割ぐらいの方が固定的に使われると思うんですが、そういう方々の期待は非常に大きいので、もう少し改善してほしいという要望もたくさん来ております。そういう意味で総合的にぜひ御検討いただいて、図書館事業として市民の皆さんに貢献できるような図書館にさせていただくようお願いして、終わります。

**○議長（角田恵一君）**

8番高橋信広議員の質疑を終わります。

午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き議案質疑を再開いたします。

21番松崎辰義議員の質疑を許します。

**○21番（松崎辰義君）**

それでは、3款1項6目、筑後地区解放会館運営費負担金について、それから、10款1項2目、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業について質問を行います。

まず、解放会館の問題ですけれども、筑後地区の解放会館というのはどこの所有物なのか、お願いします。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

解放会館につきましては久留米市の所有の建物でございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

久留米市が所有している筑後地区の解放会館ですけれども、この運営は多分、部落解放同盟筑後地協が行っているものだと思います。といいますのも、この解放会館には部落解放同盟の筑後地区協議会が入っているからでありますけれども、この解放会館の運営というのは部落解放同盟の筑後地協がしているのかどうか、お願いします。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**



お答えいたします。

筑後地区協議会については、部落の完全解放、真に人権が確立された民主社会の実現を図ることなどを目的とされ、筑後地区の活動の拠点とし、真摯にその目的達成のために活動している団体であると認識をしているところでございます。

また、筑後地区における人権・同和の問題の早期解決を図るためには、筑後地区全市町、こちらの連携により具体的、実践的に取り組まれている関係団体との連携、協力なしでは十分な効果を上げられないという観点から、筑後地区の全12市町、こちらで構成する筑後地区人権・同和对策推進協議会の中で協議をし、運営のほうを依頼しているところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

じゃ、そのいろんな運営は協議会がやっているということですね。

では、部落解放同盟の筑後地協というのはこの会館に借りて入っているということになりますが、いわゆる部落解放同盟の筑後地協というのはこの施設に賃借料を払っているのでしょうか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

無償であると聞いております。

**○21番（松崎辰義君）**

実際に運営する場合、そこにいなくちゃいけない。常におるのは部落解放同盟の筑後地協ですよ。いろんなところから集まってきて運営はやっているんだと言いますけれども、毎日毎日集まってきよるわけじゃないでしょう。そしたら、その運営というのは、そこにきちんと入所をしている部落解放同盟の筑後地協が運営するのが当たり前じゃないんですか。そうしないと、実際の運営はやっていけないでしょう。いかがですか。運営はどこがやっているんですか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

運営自体は筑後地区協議会、こちらのほうに依頼をしております。筑後地区協議会のほうで運営自体はやっていただいております。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

妙なことを言いますね。八女市からは運営費負担金として2,772千円を負担しております。このお金はどこに入っているんですか。

**○議長（角田恵一君）**

松崎議員、もう一回質問の趣旨を詳しく言ってください。答弁するのにちょっと。

○21番（松崎辰義君）

どこが運営しているかということでは、運営費負担金を八女市は2,772千円出しております。この負担金のお金というのはどこに入るんですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

解放会館に入っていたいておる筑後地区協議会、こちらのほうに納めておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

では、部落解放同盟の筑後地協には一円も入っていないということですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

部落解放同盟筑後地区協議会、こちらのほうに入っています。

○21番（松崎辰義君）

結局というか、その行き違いがあったんだろうと思いますが、部落解放同盟筑後地協が運営をやっているということです。

この負担金ですけれども、2,772千円、この負担金を出す根拠は何でしょうか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

解放会館運営費負担金、こちらについては、必要な経費のほか、地域福祉の向上を図るための学習会、研修会の経費、また、地元や周辺地域との連絡調整に係る費用が発生しておりますけれども、最初に申し上げたところでございますけれども、基本的人権の尊重に基づいた社会的、経済的、文化的な向上を図るための一つの業務と捉えておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

八女市で2,772千円、筑後地協ですから、多分、筑後地区の各自治体から負担金が集まっていると思いますが、南は大牟田、北のほうは小郡ぐらいまでですかね、筑後地区全体で負担金は幾ら集まっているんですか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

解放会館の負担金の総額ということだろうと思います。これについては各自治体の新年度予算の総額ということでもありますし、八女市と同じく、現在、3月議会のほうで審査をされているところでございますので、御回答については控えさせていただきたいと思っております。恐れ入ります。

○21番（松崎辰義君）

八女市としては、何回も言いますが、2,772千円を負担している。この解放会館の運営について予算書、決算書はもらっていますか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

先ほど申しました県南の12市町でつくっております人権・同和対策推進協議会、こちらのほうを通しまして予算書、決算書のほうを出していただいております。

○21番（松崎辰義君）

その協議会を通じてじゃなくて、八女市はそれだけ負担をしているわけですから、どういってお金の流れになっているのか、どう使われるのか知る権利があるでしょう。投げ渡しですか。それをきちんと精査していくのも払うほうの権利としてあるはずです。それをやらないと、単に負担金を払うだけ。負担金ですから、そこをさっき言われたようにいろんな活動の場として活用されている。じゃ、具体的に聞きますが、八女市は一月に何回ぐらい利用しますか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

八女市として定期的な参加というのは特には決まっております。ただ、こちらの会館のほうで行われる研修会並びに企業関係の啓発研修、こういったものにも団体さんとして参加はしてもらっておりますし、先ほど申しました我々の会議の場もこちらで開かせていただいておりますので、月に何回ということではございませんけれども、随時行っている状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

定期的にご利用しているわけではないということですので、令和4年度、今年度ですね、もう少して終わりますから、何回活用されましたか。——すみません。結局、定期的に八女市から行くことはなくても、そういう集会を含めて研修会とかに行くわけでしょう。令和4年度は何回活用されましたか。

○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）

お答えいたします。

我々、人権・同和政策・男女共同参画推進課業務として、会議のほうは4回ほどはあったと記憶しております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

回数の問題ではないかもしれませんが、いわゆる活用することで利益を受けるから負担金を払うわけですね。4回活用して2,772千円、一般的にはあまりにも高いなという感じが

しますが、回数の問題ではないと思いますので、そこはあまり言いませんが、やはり活用をしていく、そして、そういう研修も大いにやられる。でも、ここ二、三年はコロナ禍でなかなか集まれなかったというのが実態だろうと思うんですけれども。

全体で幾ら集まって、どう使われているのか、予算書、決算書、活動内容、そういうものをきちんと頂いてくるのが筋じゃないんですか。それをやらなかったら、まさにこれは投げ渡しのお金になってしまいますよ。今後どうしますか。

**○人権・同和政策・男女共同参画推進課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

先ほど申しましたように決算書等はもらっておりますし、その中身についても精査はさせていただいておるところでございます。また、年間の事業の総括並びに次年度の計画等についても説明も受けておるところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

決算書をもらっているんだったら、筑後地協の中で運営費負担金がどれぐらい集まっているか分かるでしょう。言いなさいよ、幾らですか。

**○市民部長（牛島憲治君）**

お答えをいたします。

新年度予算に関する御質問ということでございますので、各構成自治体、12自治体での今議会の承認を得ない限り、この場で発言する立場にないということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

時間がありませんのでこれぐらいにしますが、内容をもう少し明確にする。特に、お金の問題ではきちんとしないと、これは大変な問題になりますよ。2,772千円、この活用がどうされているのか。いろんな団体に補助金を出していますけれども、ちゃんと予算書、決算書をもらうでしょう。それと同じですよ、負担金も。どれぐらい活用しているのか、これをきちんとさせるかが負担金を払う意味があるでしょう。それがはっきりできないで負担金だけ払うというのはおかしい話ですよ。ぜひ今後はそういうところをきちんとされて、していただきたい。

それと、本来であれば、部落解放同盟の八女支部というのがありますし、そこに支部活動費として6,017千円が出されております。いわゆるこういう支部から持ち寄って運営する、本来そういうことをするのが組織だろうと思います。ここはちょっと違うなと思いますけれども、やっぱりそういうこともきちんとさせていかないと、非常にこういう問題は不信を買

うと思いますので、今後は金の流れ、そして、活動の内容をきちんと報告できるようにお願いをいたします。

時間がありませんので、10款1項2目、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減事業に入りますけれども、一般質問の中でも言いましたけれども、非常に喜ばれると思います。実際に保護者の方に、こうなりますよ、4か月間ですけれども、半額——大体半額ですよ。2千円負担で給食ができます。非常に喜ばれます。でも、一般質問でも言いましたが、どうせするなら無償化まで何で踏み出さないんだと。といいますのも、全国的な流れとして、学校給食の無償化というのはそこまで来ています。昔は、教育長がよく言われましたが、小さな自治体、そういうところがやっていたんですけれども、今は違いますよ。東京23区の葛飾区が来年度から無償化に入ります。

一遍には広がりませんが、徐々に徐々に広がっているのが今の学校給食の無償化で、これは非常に要求が高い。一般質問の中でも言いましたけれども、私たちが市政アンケートを取った中で、教育問題についての希望は、教育の無償化、学校給食の無償化、これがやっぱり一番多い。そして、全国的な流れに今なっていると思います。お金の問題がありますけれども、もう踏み出す時期だと思っておりますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（郷田純一君）

お答えいたします。

令和5年度予算の中で、無償化というところまではたどり着いておりませんが、4月から7月まで、小学校でいえば2,300円、中学校でいえば3千円分を補助ということで2千円統一ということで予算をさせていただいております。約6割弱、中学校は6割、小学校が5割3分ぐらいだったと思います。それぐらいの規模でさせていただいております。我々も少しでも多くの補助を実現して、物価高騰の折の保護者の皆さんの状況下にありまして、そういう応援は我々もしていきたいとは考えておりますので、今後も教育委員会といたしまして努力を続けていきたいと思っております。

ただ、今回の予算額、近隣の状況等も聞き取りをしたわけですが、八女市におきましては、突出してこの給食費にお金を入らせていただいておりますので、私どもとしましては感謝をしているところでもありますし、ただ、今後も努力は続けていかないとはいけな思っているところでございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

まさに機は熟したと思っておりますけれども、昔は教科書も有料でした。今は無償が当たり前です。そういう流れが来ているんですよ。お金が要ることですから、大変なことは分かります。福岡県ではまだ学校給食の無償化をやっているところはないです。九州・沖縄では福岡県と長崎県だけがやっていないんですよ。あとは、多いところ、少ないところがあります

が、全部やっています。

今、無償化に踏み出すときだと思いますし、お金がないわけではないと思いますが、市長、どのようにお考えですか。

#### ○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、全額補助、行政が負担するのは、我々もそうしてあげたいという気持ちはみんな一緒だと思います。ただ、今御承知のとおり、国も子ども・子育ての問題には非常に政権も積極的に進める方向になっております。今、議員おっしゃるように、福岡市もまだやっておりません。ですから、全額したい気持ちはあるんですが、財政的な問題も考えなきゃならない部分もございます。したがって、この全額、本当は悩んだ部分もありまして、御承知のとおり、1月、2月は全額補助しています。そして、4月から2千円ということになりますから、逆に保護者の皆さん方は、何で1月、2月は無償でやって、4月から2千円取るんですかと、無償でやってもらえばよかったのにとわれんとも限らない。恐らく言われるだろうという覚悟をして、私たちは財政を考えながらやらせていただく。

それと、国と県の流れをよく判断してやっていかなければなりませんので、議員おっしゃるのは理解できますけれども、その点は慎重に検討して、この決断をするのも我々としては非常に極めて重要な決断だと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

#### ○21番（松崎辰義君）

お金は財政課に聞きました。令和3年度末で財政調整基金8,179,000千円、それと、ふるさと支援寄附、これは最初の市長の説明でもありましたように、令和4年は12億円を超えたと。こういうお金を全て使えとは言いませんけれども、こういうところに充てていく。そして、財政調整基金、財調についてもまた、使うだけじゃなくて、使うところには使って、ためるべきときはためていく、貯蓄をしていく、財調も増やしていく。財調もずっと増やしてきたじゃないですか、八女市も。

ですから、こういうお金をいかに有効に使って市民の負託に応えていくか、これは最終的には市長の判断だと思いますけれども、やっぱり判断すべき時期に来ているんじゃないかと。それと、福岡県で真っ先にやるのが、一つ注目を浴びることになると思います。そうすることで、例えば、入学祝い金、これも県下でやっているところはないと。そういう施策も八女市はいろいろやっているんです。でも、なかなか注目はされない。今注目されるためには、給食費の無償化、これを先駆けてやること、そして、八女市がいかに子どもたちに力を入れて子育て支援をやっているか、そういう中で、八女市に移住しようとか、そういう人たちもさらに生まれてくるんじゃないかと。これで必ず増えるとは言いません。しかし、増える要素は大きく、一步を踏み出すということになると思います。これが2番目、3番目、4番目となれば、光もなかなか放てないんです。真っ先にやるからインパクトがあり、注目も浴

びる、目を引く、そして、そういうところに住んでみようかと思ってもらえるのではないかと思います。ですから、まさに今は私は決断のときだと思います。

「人口増加をし続ける自治体の根底にあるもの」ということで、大正大学の大沼みずほさんがレポートを書かれていますけれども、ここでは5つの自治体のことを書かれています、キーワードとしては、誰に対しても優しいまちづくりをしているということが一つのキーワードだと。子育て支援だけではないと言いますが、中身を見ると真っ先に出てくるのが子育て支援なんです。ぜひそういうことも考えて、どうか無償化に踏み出していただくことを切に要望して、私の質問といたします。

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

21番松崎辰義議員の質疑を終わります。

続きまして、17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

皆さん少しお疲れのようですので、できるだけ端的に終わりたいと思いますので。

4款2項1目、報償費について、それから、需用費についてお尋ねをします。

ごみ減量問題と食品ロスの問題ですけれども、まず最初に一言申し上げますと、実は京都というところは政令指定都市の中で家庭ごみが一番少ない自治体と言われております。そして、ごみ半減プランというのを設置して、20年かけて本当に半分に減らしたそうです。そして、ピークときには5つあった清掃工場が、今は2つへずって、3つまで減少しているそうです。それで、年間幾ら浮いたかといいますと、106億円、大幅な削減を実施したと言われております。

それで、このごみ問題は1年2年で決着がつく問題じゃありませんけれども、やっぱりこの自治体も本当にこれは頭を悩ませている大きな問題ですので、八女市も少しでも減らしていくことに力を入れていただきたいと思います。

そこで、お伺いしますが、1人当たりで見たが一番分かりやすいですので、1人当たりの排出量、そして、他の市町村、あるいは全国的に見て、あるいは県内で見るとどのくらいの位置づけになっているのか、もし分かればお尋ねします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

今手元にある資料の範囲でお答えさせていただきますと、生活系のごみにつきまして、令和3年度の実績になりますけれども、1人当たり216キロの排出ということです。県内でのランキング的なものは、すみません、今手元に資料ございませんが、年々少しずつですけれども、ごみの減量は進めてこれているという状況でございます。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

インターネットで、地図で見るごみ排出量というのがあります。日本地図が出てきまして、ずっと近づきまして八女市をぼんと押すと1人1日当たりのごみ排出量というのが全国出てきます。よそのを調べてしたけど、ほぼ間違いない数字のようです。ですから、同じレベルで比べなければ誤差ができるので問題ですけれども、この地図で見るごみ排出量、これで比べてみましたところ、八女市は1人1日当たり822.88グラムという数字が出てきました。筑後市が851グラム、広川町が811グラム、久留米市が919グラム、みやま市が696グラム、大木町が664グラムと、九州全部見たわけじゃありませんけれども、多くもない少なくもない。みやま市と大木町がここら辺では低いという見方をしております。人口が10万人以下で一番低いのが294グラムということで、長野県の川上村というのがあります。これもぴしっと出てきました。

そういうわけで、今後いかに減らしていくかが大きなポイントですけれども、そこで、お伺いします。

1つは、これはインターネットのホームページで出ていますけれども、コンポスト、この前も言いましたが、一つ有効な手段かと思えます。この前も言いましたけど、なかなか正常に動いているコンポストを私は見たことがないんですが、このコンポスト、過去にどれくらい、昨年度でもいいんですけれども、大体どのくらい普及しているのか、そして、その使い方についてどのような説明をされているのか、お伺いします。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答えします。

市のほうでこういった生ごみの処理機につきまして助成を行っております。そのうちの1つにコンポストについても助成を行っておりますが、件数でいきますと、昨年度、令和3年度が――すみません、個数で申し上げますと45台、今年度は現時点で34台ということです。コンポストの申請がある件数につきましては、実は非常に年度ごとにばらつきがあって、過去5年を取ってみましても、多い年は77台出た年もございますし、時系列に並べてもジグザグした形で台数が変化しているという状況がございます。

一方で、電気式の生ごみ処理機の話をご参考までにさせていただきますと、こちらは5年前は1桁ぐらいの申請しかありませんでしたが、今は大体年間20台ほど出ているという形で、こちらは右肩上がりに申請件数が大体増えているような状況でございます。

それと、コンポストの300リットルという大きいサイズのものがありまして、これを無償で地域に貸し出しながら生ごみを堆肥化する、こういった事業を地域で進めていただけないかということで取組をしております。これにつきましては、これまで3年間で38台を今御



利用いただいております。前回、このコンポストの御質問をいただいた折にも、その使い方と申しますか、うまく使う方法というか、そういったことについても指導が必要じゃないかという趣旨のアドバイスもいただきました。今、我々としましては、この38台のお試しのコンポストにつきましては、うちの清掃業務班のほうで巡回しまして、堆肥の出来具合とか、そういったものを様子を見ながら、作り方が分からないとか虫が湧きやすいとか、そういった状況については水分調整のアドバイスをしたりとか、そういったことを行いながら、うまく堆肥化できるように対応しているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

ぜひ定着するまでは皆さんに指導しながらやっていただきたいと思います。

それと、先ほど言いました個人のコンポスト、相当台数は今までいっているかと思いますが、どう使われているのか、検証はされましたか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答え申し上げます。

個人のほうで購入されましたコンポストにつきまして、その後、どういう形で御利用いただいているかというのは、今のところその検証ができておりませんので、今後そこは努めてまいりたいと思います。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

よく畑の隅で草に埋もれているのを見かけるんですよね。それで、一回ざっとでいいですから、それを基に再度教育の在り方、指導の在り方をぜひ構築していただきたいと思っています。

それから、ホームページにも書いてありますけれども、EMバケツというのが出てきます。EM菌は私は知っているんですけれども、バケツがついとるから、EMバケツ、これも窓口にて2,430円で販売しております。補助金を1,560円出していますというくだけがありますけれども、このEMバケツというのを説明いただきたいと思っています。

**○環境課長（石橋信輝君）**

御説明いたします。

今、議員おっしゃいましたように、EM菌を活用して発酵を促進していくという仕組みのものでございます。実は最近、このEMバケツのほうがあまり出ていまして、この辺は今後、皆様方が今電気式に移行してあるのか、そういった動向とかを踏まえながら分析をする必要があるかなと環境課としても考えております。今後そこは検討したいと思います。

以上です。

○17番（森 茂生君）

ひとつそこらは効果的に実施できるようによろしくお願いします。

それから、先ほど言われましたように、電気式の生ごみ処理機、これを最近入れられておりますけれども、乾燥型、バイオ型、ハイブリッド型と3種類あるようですけれども、八女市ではどの型が一番普及しているのか、お尋ねをいたします。

○環境課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

すみません、手元に詳しい資料は持ち合わせていないんですが、これまで申請いただいている傾向からいたしますと、大体、価格帯が20千円台から50千円台ぐらいのものが非常に多いかなと思っておりますし、市場のほうでもその辺の価格帯が非常に人気が高いと言われております。そうしますと、乾燥式のタイプというものが出ている量としては多いのかなと推測いたします。

以上です。

○17番（森 茂生君）

恐らくそうだろうと思います。実はこれは徳島市で電気生ごみ処理機を買った人に対してアンケート調査が行われております。そこを読みますと、92%の方が乾燥式を選んでおられるようです。そして、故障などで買換えする場合でも、約80%の方が乾燥式を今度また買いたいと返答をされております。また、再度申し込まれる人でも78%が乾燥式を要望されているようです。このことからしますと、恐らく乾燥式が今までの例からすると一番効率的になっているのかなと私は思っております。

食品ロス問題ジャーナリストの井出さんというのが、実際その乾燥機で900回やって、乾燥する前と乾燥した後どうなったかという、230キロ生ごみを減らすことができましたと。随分辛抱好きの、900回やって230キロ。1件の家ですので、相当な量になるかと思えます。ぜひこの電気式生ごみ処理機、これも普及をしていただきたいと思います。すみません、どれだけ今普及しているのか、先ほど言われましたかね。ちょっと聞き取れなかったんですけど、もし分かればお尋ねします。

○環境課長（石橋信輝君）

すみません、私の手元のほうの過去5年の数字で御説明いたしますけれども、令和4年度が、まだ2月現在ですけれども、17台でございまして、一昨年19台、令和2年度が23台、平成31年度が13台、平成30年度が4台という形で、大体20台前後で今推移しているという状況です。

○17番（森 茂生君）

これが多いか少ないのか、ちょっと私には分かりませんが、できればもう少し普及

が進んだほうがより効果が出る。やっぱり10台、20台では全体量からすれば少ないのかなと思います。先ほど言いました徳島市のアンケートの中で、どういう情報でそういう電気式の生ごみ処理機を知りましたかというのと、72%の方が市が配付する広報紙だったそうです。そして、業者からこういうのがありますよというのが10%だったそうですので、広報紙で大々的に宣伝すれば、かなり増える可能性があるのかなと私は思っておりますので、少しページ数をいただいて、ひとつ電気生ごみ処理機の宣伝、普及、それをしたらどうかと私は思っていますけど、いかがでしょうか。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えします。

今御指摘いただきましたように広報紙のほうもしっかり活用していきたいと思えますし、ほかにもホームページ、あと、ごみアプリということで「さんあ〜る」というアプリも今運用しておりますので、そういったものも使って、より幅広い世代に啓発ができればと考えております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

端的にあと1点だけ、食品ロスの問題をお尋ねします。

食品ロスを減らせば、ごみが減ると言われております。それで、食品ロス、筑後にある直売所に以前行っていたんですけれども、ある朝行きますと膨大な弁当の売れ残りが裏に、本当にびっくりするような量が放置ですかね、どうされるか知りませんが、個人個人が持って帰って処理されるんでしょうけれども、半端な量じゃないんですよ。恐らく至るところでそういう現象が起きているだろうと思われれます。コンビニから宴会場、いろんなところでそういう問題が相当、まだ食べられるものが捨てられているというのが私は現状かなと思っております。

それで、この一つ重要なポイントの食品ロスを減らす工面、対策、これはどのようにされているのか、お尋ねします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えします。

今、議員もおっしゃいましたように、飲食店とか、そういう食物を扱うようなお店、こういったところとの連携は非常に大切なことだろうと思えます。現在、本市としましては、商工会議所、あるいは商工会、こういったところと連携を取りながら、ここ数年はコロナウイルスの影響もありましたので、毎日宴会が行われるような状況じゃなかったかもしれませんが、そういった飲食店とつながる団体と連携を取りながら啓発活動を、具体的には3010運動とか、そういったものを啓発したメッセージを加えた、今回はマスクを配付させて

いただきまして、これがまたティッシュと同じぐらい非常に効果が高かったので、そういった効果のより得られる啓発のやり方を意識しながら、関係団体としっかり連携して対応していきたいと考えております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

早めに終わりたいと思いますので。

最後に、ごみ袋を持ってきました。燃やすごみと書いてあります。実は柳川ではこう書いてあったんですけども、燃やすしかないごみ袋と名前を変えられたそうです。最後の最後ですよという意味が含まれているようですけれども、それで幾ら効果があるのかということちょっと疑問ですが、やっぱりこういう小さいのをこつこつ粘り強くやらんことにはいかなのだらうと思うから、あえてこれを申し上げたんですけれども、特効薬で何かをやったからガンと下がるということは恐らくあり得ない話だらうと思いますので、そういう小さなところから一つ一つ粘り強くやっていただきたいと思います。

そしてもう一つ言いたいのが、生ごみの80%が水分だと言われております。ですから、水分さえ抜けば80%は減るわけです。そう極端にはならんでしょうけれども、80%が水分ということで、だらだらさせるとのをごみ収集車に載せてあるのを私は何遍も目撃しましたが、やっぱり家庭できちっと水分を絞る。例えば、よくあるのが、網の中に入れてぎゅっと絞って出すだけで相当効果があるという話を聞いたわけです。ですから、その水分を減らすのが一番のポイントかなと私は思っております。この中にも、あんまり大きくはないんですけど、水気をよく切って出しましょうと書いてあります。やっぱり80%は水とかなんか書いて、水分を切って出してくださいとかいう——こうしろと言っているんじゃないですよ。一つの参考として、やっぱりこういうのも耳に入れておいていただきたいということを最後に申し述べたいと思います。

昨日聞き損ないましたので、市長に最後に、京都ではごみ減量で106億円も経費削減をしたということです。それで、八女市も一つ重要なポイントとして、どう減らすのか、市長の決断のほどを一言お伺いします。

**○市長（三田村統之君）**

環境の問題で非常に重要な課題だと思っておりますので、今、議員御指摘の点についてはいろんな角度から検討していきたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第24号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第25号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第26号 令和5年度八女市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第27号 令和5年度八女市矢部診療所特別会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第28号 令和5年度八女市黒木町串毛財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度八女市黒木町木屋財産区特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 令和5年度八女市水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

議案第31号 令和5年度八女市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、先ほど設置されました予算審査特別委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あしたは休会といたします。

会期日程に従い、6日からは委員会、分科会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

**午後3時23分 散会**